

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年12月15日（火）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二君	副委員長	徳田 修和君
委員	中村 満雄君	委員	宮本 明彦君
委員	中村 正人君	委員	松元 深君
委員	前川原 正人君	委員	時任 英寛君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	小野 博生君	保険年金課長	宝 満 淑 朗 君
税務課長	谷口 信一君	国民健康保険G長	有 村 和 浩 君
市民税G長	中村 和仁君	国民健康保険Gサブリーダー	大 窪 修 三 君
市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸君		
保健福祉部長	花 堂 誠 君	保健福祉政策課長	徳 田 忍 君
長寿・障害福祉課長	小 松 太 君	健康増進課長	林 康 治 君
税務課長	谷口 信一君	保健福祉政策課主幹	竹 下 里 美 君
長寿・障害福祉課主幹	森 裕 之 君	健康づくり推進室室長	住 吉 謙 治 君
長寿・介護Gサブリーダー	久木田 勇君	市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸君
市立病院管理G主査	福 田 智 和 君	市民税G主事	山 田 一 慶 君

5. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

7. 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

岩崎 敏雄君 小倉 靖彦君 伊藤 レイ子君 中山 恭子君 八ヶ代 亘君

8. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 藤 本 陽 子 君

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第96号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第97号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 指定管理者の指定について（霧島市国分南地区老人集会所）

議案第116号 指定管理者の指定について（霧島市国分北地区老人集会所）

議案第134号 指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）

議案第140号 財産の処分について（東国分保育園の民営化）

議案第141号 財産の処分について（下井保育園の民営化）

議案第142号 財産の処分について（国分舞鶴園の民営化にあたり建物等の無償譲渡）

議案第143号 財産の処分について（国分舞鶴園の民営化にあたり土地の有償譲渡）

陳情第4号 65歳以上の介護保険について

陳情第8号 霧島市の国保税引き下げの継続を求める陳情書

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前9時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は、去る12月7日に本委員会に付託されました議案9件と陳情2件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。傍聴の申出があったときには、許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは許可します。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前 9時 1分」

「再 開 午前 9時 2分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。早速、審査に入ります。まず、陳情第4号、65歳以上の介護保険について陳述人から陳情内容の説明をお願いします。

○陳述人（岩崎敏雄君）

65歳になりまして、介護保険が二つに分かれているということを知らなかったんですね。今回65歳になって介護保険がきたわけですけれども、私の年収からしたら高いと思ったのですね。調べてみたら65歳以上の方は確か22%でしたかね、その辺を公平に払うということになっているけれども、それは年収によって違ってくると。290万円の年収は私たちから見たら安い、もう少し所得の高い方がたくさん払っていただければ、私たちのように年収の低い人というのは助かるのではないかなという非常に単純な考えからお願いしました。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま陳情内容の説明が終わりました。陳述内容についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（徳田修和君）

確認させていただきたいんですけど、今、所得段階が細分化されているわけなんですけれども、その中の所得の金額の考え方を見直したほうがいいんじゃないかというふうな陳情と受け取ってよろしかったでしょうか。

○陳述人（岩崎敏雄君）

そのとおりです。私が陳情書に書いた1,000万円までいかなくても、例えば100万円単位で区切って、ある程度のパーセントが決まったらそこまで払っていただければ。最高は11万2,200円となっていたけれども、一番高い方は11万2,200円でもいいと思います。

○委員（前川原正人君）

陳情第4号について説明をいただきまして、陳情書にある295万円は290万円の間違いだろうとは思いますが、段階的に1,000万円くらいまで保険料の所得の刻みを13段階くらいまでやっていただきたいという趣旨の説明があったわけですが、実際まだ低くはなると思うんですが要するに累進課税方式をもっと小さく区切っていただきたいという理解でもよろしいわけですか。要するに、年収と所得というのはまた違うわけですよね、年収というのはそれから税金を引いたりとか社会保険料を引いたりとかということで、まだ下がるということですが、要は累進で持っている人は大いに負担をしていただいて、所得の低い人については、負担を下げたいというそういう理解でもよろしいわけですか。

○陳述人（岩崎敏雄君）

累進課税というのがよく分からないんですけども、年収じゃなくて所得なら確実に自分もお金になるわけですから、それで細かく区切っていただきたいと思います。

○委員（時任英寛君）

結局290万円まで9段階ということで所得設定がなされております。結局、今290万円までが所得の上限で、それ以上につきましては同額で推移をするんですけども例えば年収300万円とか年収400万円とか、上のほうに細分化していただきたいということですね、そして負担金額を上げていただきたいという、このような考え方ですね。今まである9段階をさらに細かくするのではなくて、所得が290万円以上の方をさらに課税での対象にしなさいと、290万円以上であろうが1,000万円以上であれば同額になっていますから、そこを細分化してもう少し保険料を高くするように設定をしなさいという陳情ですね。

○陳述人（岩崎敏雄君）

今言われたように所得が高い方は多分いらっしゃると思いますから、所得に応じて、所得が高かったら支払う介護保険料も少し上げてもらいたいという意味です。

○委員長（下深迫孝二君）

確認をさせていただきますけれども、とにかく所得の高い人からはもっと介護保険料を取りなさいと、そういう考え方でよろしいですか。

○委員（時任英寛君）

今、290万円以上が第9段階で上限ですね、これを300万円と400万円とか500万円という形で対象所得の上限額を引き上げなさいということですね。290万円まででは不公平だよということをおっしゃりたいわけですね、所得がある方はまだまだ納めていただいてよろしいですよということですね。だから290万円までの上限額ではなくて、さらに所得額に併せて上限額を引き上げていただきたい。このような申し出になるわけですね。

○陳述人（岩崎敏雄君）

今言われたように所得額に応じて介護保険料ももちろんアップしてという、そんな考えで陳情を提出しました。

○委員長（下深迫孝二君）

質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなのでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時 7分」

「再 開 午前 9時10分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情の趣旨内容は大体把握されたと思いますけれども、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで陳情第4号の陳述内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時11分」

「再 開 午前 9時16分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、65歳以上の介護保険について執行部から説明をお願いします。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出しておりますのは、条例の一部改正の議案2件、指定管理者の指定に関する議案3件、財産処分に関する議案4件の計9件でございます。そのほか、陳情が1件出ておりまして、環境福祉常任委員会に付託されているところでございます。それでは私の方から、陳情に関する説明を申し上げます。陳情第4号「65歳以上の介護保険について」につきましては、介護保険料の段階別の第9段階の所得額290万円以上の部分を更に段階を設けて高額所得者の保険料を引き上げる内容であると認識しております。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

それでは、陳情第4号の「65歳以上の介護保険」につきまして、説明いたします。介護保険料は3年ごとに見直しを行い「介護保険事業計画」を策定しているところですが、平成26年度がその見直しの時期に当たり、平成27年度から29年度までの介護保険計画を策定し、現在、この計画に基づき事業を実施しているところです。介護保険の保険料については、国が平成26年11月に所得段階別の新基準を示し、所得階層を9段階に設定し、合わせて非課税世帯の保険料軽減策を打ち出しました。本市の介護保険料の設定に際しましては、国の示した所得段階別の9段階に見直しを行い、設定いたしました。この保険料は平成29年度までの設定となります。以上で説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

先ほど陳情者から説明をいただきまして、陳情4号の中にある295万円というのは290万円の間違い

だろうと思うんですが、段階的に1,000万円くらいまで保険料の所得の刻みを13段階くらいまでやっていただきたいんだという趣旨の説明があったわけですが、実際、1,000万円くらいまでというのは所得ではなくて収入のことだと思うんですが、霧島市内の場合、収入で1,000万円と見たときに何人程度いらっしゃるのかお示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

今現在、介護保険の算定が所得の額で算定するものですから。収入額というのを抑えていないんですけれども、所得額でいきますと1,000万円以上は122名おられます。

○委員（前川原正人君）

今、122名存在をするということですが、この陳情の趣旨からいけば、累進課税の部分があるんですけど、今122名の方たちを対象に、課長がおっしゃった方向でシュミレーションしたときに、低所得の人たちへの軽減が図られるのかについてはいかがでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

9段階以降の保険料率が決まっていないものですから、なかなか試算は難しいところなんですけれども、薩摩川内市が13段階に分けてやっております、その保険料率を参考にしまして、9段階以降分けて計算しますと、今の調定額より1,100万円ほど多くなることになります。それで割戻して計算しますと、現在、基準の保険料が6万6,000円でございますけれども、大体6万5,600円ほど、基準額が400円くらい安くなるかなというような試算をしております。

○委員（中村満雄君）

13段階と言われましたが、鹿児島県内で基準となる9段階と、それよりも多い自治体がどれくらいあるのか、ほかの自治体がどのような状況か教えてください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

9段階以上というのだけで申しますと4市です。鹿児島市、薩摩川内市、出水市、志布志市がそういうふうになっております。

○委員（時任英寛君）

その4市の基準額はどの程度になっておりますか。

○市民税グループサブリーダー（岩元勝幸君）

基準額について、鹿児島市が6万9,200円です。薩摩川内市が7万3,200円です。志布志市が7万3,951円です。出水市が7万3,200円です。

○委員（時任英寛君）

県内で9段階以上で設定している市が4市と。ただ、基準額については、それくらい幅を持たせてしているにも関わらず、基準額は本市より高いと考えるわけです。したがって、先ほど税務課長からございましたけれども、推計という形でさらには詳細にわたってしなければならぬんですけども、400円程度の減ということでございましたが、仮に新たな段階設定をしてもさほど変わらないと。このような認識でよろしいのでしょうかね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

保険料の歳入ベースの話になっていきますけれども、保険料については皆さん御存じのとおり、今後3年間の給付費の推計をし、その3年間の給付費に充当できる国の率とか、そういうものをかけて保険者が負担すべき額を出して、調整交付金とか準備基金の取崩しが可能な場合は取り崩して保険者の

1号、2号で割って出すわけですので、地域の給付費の実情によっても料金は大分違ってくるのかなという気がします。

○委員（宮本明彦君）

今の御答弁でしたら基本的には給付費ありきで介護の保険料が決まってくると。そういう設定にしていますよという理解でいいということですよ。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

はいそのとおりでございまして、3年間に係る給付費の総額を算出したしまして、その中であとは国から入ってくる分を引いたり、全部計算をしていきながらやっていくわけですので、その中で1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料22%と28%というのがございまして、基本的には介護保険料は2分の1を被保険者が払って、その他を公費負担という設定になっております。

○委員（宮本明彦君）

陳情の内容としては、ここには上の段階を上げるだけというようなイメージに取られるんですけども、この陳情の内容では。ただ先ほど一部には、やはり所得が多い方々から頂いて、そして所得の少ない方は下げるといような意味合いでのお話もされたんですが、今回、陳情に関する説明をされるに当たって、そういうことまで頭の中に入れてこられたっていう理解でよろしいんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

介護保険料自体は、9段階は国が示しているわけですが、その中で所得の低い方々については軽減策ということで、もともと率が0.5とか0.45という形で下げているんですけども、国のほうも今回は見送りになりましたけども、消費税10%に際しては今の0.45の部分をさらに引き下げてとかいう形で0.75の部分も引き下げるとい形はとっておりますので、29年度中にそうなった場合は、軽減の部分は引き下げていくというふうになってございまして、全体的に今お考えですかという部分は、290万円以上が計画策定の段階で全体の3.2に当たる人数、大体1,000人くらいいらっしゃるわけですが、その部分は国が示したこれでいんじゃないかという試算でしております。

○委員（宮本明彦君）

余り分かってない部分があったんですけども、ということは0.45とか0.75というのが決まっていますから、基本的にはもう基準額が決まればその率で保険料が決まるということですよ。ですから、基準額は給付費によって決まるわけですから、この率というんですか、0.45とか0.75が0.4とか、所得の低い方については0.4とか0.35に変わることは考えられないという理解でもよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

国も低所得者の軽減の部分については示すので、それに従ってほしいということを示しながら。ただし、地域の実情によっては段階を増やすという、この部分については市町村の裁量でしてくださいというふうにしてございまして、この設定した9段階以内の部分を国より下げたりとかして外と調整が合わないよというのは好ましくないと言っておりますで、それで基づいてやっているところです。

○委員（中村満雄君）

軽減ということで低いところで0.45、県内で0.45よりも低いところ、ほかの自治体では、0.4とかそういう例もあるようですが、県内の場合はどうなんでしょう。例えば最もあそこは低いよとかかそういうことを確認されていれば教えてください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

先ほど申した答弁と似通っておりますけれども、国の指導に従いまして、県内ではこの基準内は全部同じ率と段階を踏まえてやっております。ただし、先ほど申しました4市がこれ以上の上の部分をつくっているというところですよ。

○委員（松元 深君）

他市がしている、例えば13段階、14段階をつくった場合、そこで計算して基準額をもう一回見直すということはできないということですね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

介護保険計画の29年度まで、これは変えられないということです。ただし、まだはっきりしませんけれども国の示した軽減策の部分については29年度に見直しの可能性はあるというところですよ。

○委員（松元 深君）

平成29年度にこの段階を変えた場合、基準額を下げれば保険料率が0.45のままであっても下がる考えでいいのかなと思って聞いているんです。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

この計画に基づきまして、段階の部分は変わりはありません。変えられません。平成29年度の軽減率というところは調整率の問題で、第1段階が今0.45という部分を0.3に軽減しますよということが決まればそれに基づいて、国からの当然交付金等が入ってきた状況でそれに合わせてやっていくということになります。

○委員（時任英寛君）

したいまして、次の第7次の介護事業計画の見直しの時点で、13段階、14段階など、仮にそういう段階設定をしたとしても給付費が増加していれば、基本的には基準額が上がって、段階をただ分けただけでは、それなりの歳入はあるんですけども、給付費の動向によって、基準額が変わることによって、段階分けても今より高くなるというような考え方でよろしいですね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのような考えでいいと思います。ただ、次の時期の計画の際に関しまして、当然給付費を計算します。その中で、歳入を見るわけですけども、その当時、もし基金というものがあつたといふましたら、そこからの取崩しも考えたりしながらやっていって、最終的に金額が足りないようであればとか、もし、何かその部分でまったく考えられないとは言えないというところまでしか申し上げられないんですけども。

○委員（時任英寛君）

私が申し上げたいのは、今9段階を仮に15段階にしたからといって保険料が安くなるとは限りませんよという確認であります。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

はいそのとおりでございます。

○委員外委員（植山利博君）

確認をさせていただきたいんですけども、今のやり取りを聞いていて基本的には分かったんですが、陳情者の趣旨はもうちょっと所得の高い方から応分の負担を頂いて、その増えた分で所得の低い方々の負担を軽減することはできないかというのが陳情者の趣旨なんですけれども、そういう考え方

で制度設計が霧島市の裁量でできるのかできないのか確認をさせていただきたいと思います。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

設定上、段階を10段階、11段階、設定することは可能ですけれども、調整率の問題もございまして、調整率を無意味に国の示す基準内に、この9段階の中をまだ小さく縮めることは可能なんですけれども、その中で、国の示しているものを逸脱するようなことがないようにということです。保険料については、中身はそれほど変わらないということになります。ちなみに、前期の計画の際は国が示している6段階を本市につきましては、途中、特例の段階を2段階付けておりまして、8段階で設定した経緯がございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第4号の執行部の説明に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時42分」

「再 開 午前 9時44分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第115号及び116号の指定管理者の指定については関連がありますので一括して執行部から説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

私のほうからは議案関係の概要の趣旨説明を申し上げます。詳細につきましては、それぞれの案件ごとに課長等が説明を申し上げます。それでは議案第115号及び第116号の「指定管理者の指定について」につきましては、霧島市国分南地区老人集会所及び霧島市国分北地区老人集会所が、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了するため、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の各施設の指定管理者の指定に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。議案第96号「霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成28年4月から東国分保育園及び下井保育園の民営化を行う予定であります。これに伴い、市立としての両保育園を廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。また、今回の民営化において、両保育園の建物を無償で譲渡することとしておりますことから、議案第140号及び議案第141号「財産の処分について」を併せて提案し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。次に、議案第97号「霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、保育園同様、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成28年4月から国分舞鶴園の民営化を行う予定であり、これに伴い市立としての養護老人ホームを廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものでございます。また、建物を無償で譲渡することとしておりますことから、議案第142号「財産の処分について」を提案し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。土地につきましては、議案第143号「財産の処分について」を提案し、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第134号「指定管理者の指定について」につきましては、霧島市立医師会医療センターの指定管理に関するものでございます。霧島市立医師会医療センターにつきましては、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了するため、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間の指定管理者の指定に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

続きまして、議案第115号及び議案第116号の「指定管理者の指定」につきまして一括して説明いたします。議案第115号の霧島市国分南地区老人集会所については、「敷根地区自治公民館」を、議案第116号の霧島市国分北地区老人集会所については、「東その山地区自治公民館」を、引き続き指定管理者にそれぞれ指定しようとするものです。両施設とも、老人の健康増進、教養の向上、レクリエーションなど地区の集会施設として利用されており、適切な維持管理もなされていることから、引き続き、それぞれの地区自治公民館を指定管理者として直接指定することにより、施設の効用を最大限に発揮できるとともに効率的な施設の管理運営が図られるものと見込まれます。なお、指定の期間については、両施設とも、これまでどおり5年間としたいと考えます。以上で説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。まず議案第115号についての質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第115号ですが、これは国分南地区の老人集会所ということですがけれども、これについて指定管理料の発生はしていないわけですか。全て公民館のほうで経費等については面倒を見ているというそういう理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

指定管理料は発生しておりません。10万円以上の修繕等が必要な場合には公費を投入いたします。

○委員（時任英寛君）

施設の修繕料等の答弁がなされましたけれども、この施設に自治公民館が設置している設備とか、そういう付帯施設というのは存在しておりますでしょうか。例えば空調機器等はそこの公民館等の施設になっている所もあると思うんですけれどもいかがでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

地区自治公民館の集会施設として利用されており、先ほどの空調施設等いろんなものが入っている事例がございます。

○委員（時任英寛君）

あくまでも市の持ち物である施設についての修繕料が10万円以上というのは公的な手当てをするということですが、自治公民館等が持っている設備等につきましては、通常の6割補助とかそういうもので対応とこのように認識してよろしいですね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりでございます。

○委員（宮本明彦君）

老人集会所ということで高齢になると足の不自由な方とか、そういう方が来られる機会も多いと思うんですけども、そういった、少し不自由をかけておられる方々のための例えばスロープであったり、手すりであったり、そういうのはもうあらかじめ設置してあるのでしょうか。例えば洋式トイレであるとか、そういうものもきちっと整備がしてあるという理解でよろしいのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

洋式トイレ等について設備の中のほうをある程度はやっているんですけども、玄関から入っていくところのスロープ等はまだまだ完全にできておりませんで、今後、この施設を保健福祉部で持つかどうかというところも議論が必要になってきます。地区自治公民館との兼ね合いで、共生協働推進課と協議しながら進めていくわけですけども、その中でも当然その辺は何の施設であろうと公共施設はそういうことはやっていかないといけないとは思っているところです。

○委員（宮本明彦君）

ということは、今、共生協働推進課にという話がでましたが、公民館の役割が大きいからというふうに理解したんですけども、そういう意味では共生協働推進課と話をしながら移管するのか、はたまた、今の現状だったら、もしそういう施設を追加して、手すりとか洋式トイレとか整備していただきよという願いがあった時には、まずは保健福祉部で基本的には予算を計上するという理解でよろしいんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

議員のおっしゃるとおりでございます

○委員（時任英寛君）

耐久的なものについて、平屋なので耐震的な診断等は必要ないかと思えますけれども、耐用年数というのをどのように認識して、今後また5年間の指定管理になっていくわけですけども、施設の老朽化に伴う一つの手立てというのにも必要になってくると、先ほど修繕料という話がありましたけれども、今回の指定管理の契約を交わすに当たって、建物の詳細について点検をされたのか、これについてお伺いします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

南地区老人集会所につきましては、本年8月に天井の張り替えの作業させていただきました。その際に、天井に使われている材質等についても、アスベスト等が含まれていないかということも含めて、いろいろ検査してもらって、その後、工事を9月中旬に完成ということで、一応、外観も含めてチェックして、今、天井が交換の必要性がありましたのでそこを変えたという実情がございます。北地区老人集会所につきましては、合併前に増築と併せてやった経緯がございますけれども、それ以後大きな改修等はございません。

○委員（宮本明彦君）

この老人集会所というのは、今回2か所上がっているんですけども、霧島市内でこの2か所だけという理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

はい、条例上、この2か所を集会所としております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第115号についての質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時59分」

「再開 午前10時 2分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第116号についての質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

公民館であれば、例えばクーラー代とか使用料を徴収されていますよね、その管理というのは指定管理者の収入になっているのか、市に入ってくるのか、そこら辺はいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

それぞれの施設で、施設の部屋を貸す料金とか、若しくは、クーラー等が、今コインを入れて使用していただくとか、使用者が支払う分等がございます。そういう収入につきましては、地区自治公民館の収入ということでやっております。

○委員（中村満雄君）

その料金は上限額を市のほうで設定しているのですか。べらぼうな金額や常識はずれな金額を取っているとかはないですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

私どものほうで金額設定については何も言っていないんですけども、それぞれ取っていらっしゃるところが非常に厳しいような、そういう金額を取っていらっしゃるとかはないです。

○委員（中村満雄君）

ということは自主性に任せている。制限とかは設けていないということですよね。例えば、地区の繁栄のためにはちょっと多めにもらおうとか、そういったことであってもいいと。それとまた地区外の方が使う場合にはもっと高い値段を設定しても構わないということですよね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

たまたま聴いてみましたところ、国分南地区の集会施設につきましては、1日市外の方であろうと、地域の住民であろうと一律500円という設定しているようでございます。プラス空調等を使った費用等を国分北地区のほうについては、そこを具体的に午前中、昼間、夜の部分という設定を地区の方は1,000円で統一していますが、地区外の方については、その約倍の金額で設定、それと地区外の方は夜間については照明も必要ということで、ちょっと多めに取っていらっしゃるということでございます。

○委員（前川原正人君）

議案第115号、116号に共通していることなんですが、建設から三十六、七年ですか経っているわけですけども、これは耐用年数というのはどれくらいになるんですか。普通建築の基準でいけば、鉄筋コンクリートの場合は60年程度が耐用年数というのがあるんですけども、その辺についてはどうなんでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

平成27年3月に策定いたしました市の公共施設管理計画でいきますと、木造が60年、鉄筋が80年という形で設定はしているようでございます。ただ、いわゆる税法上の減価償却で言いますと、鉄筋が60年ですかね、そうなっているようです。だからやはり、公共施設管理計画におきましても、市の現在の公共施設は築後30年以上経過したものが全施設の40%以上を占めるということでありますので、やはりかなり老朽化はしていると思います。ただ耐用年数と実際に使える年数というのが、各施設によっても違うんじゃないかと思っております。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でお聴きをするんですが、耐用年数が80年という線が出ているのですが、それは二つの見方があるわけですよ、耐用年数と税法上の償却のやり方がある。現実的には税金は発生していないので、実際今おっしゃるような公共施設管理計画に基づいた形での対応年数という見方が妥当であろうと思いますが、そうすると今度は今霧島市が方針を持っている公共施設マネジメント計画から見た時に、あと40年ないし45年くらいの間には老朽化がどんどん経年劣化をしていくというふうになるわけですが、その辺の方向性というのは今の段階ではなかなか難しいでしょうけれど、概要として、大体イメージ的な部分としてはどのようにお考えなのか、お聴きをしておきたいと思っております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほどの耐用年数の確認なんですけれども、市の公共施設管理計画の起債上は施設を長寿命化するんだと。その意味で鉄筋の場合は80年維持すべきなんですと、木造は60年維持すべきですよということで、耐用年数とはちょっと表現が異なるかなと思います。ただ、今議員から御指摘のありましたように、確かに公共施設を今後40年で40%、総延べ床面積で削減しなければならないという現実がございます。そういったことから各施設の地域におけるニーズといたしますか、それらを戸々に調査して、所管部ごとに5年ごとの計画という物も作っております、いわゆる実施計画ですね、そういったものも併せながら維持していくべきものはきちっと維持・修繕費を投入しても維持していくというような形で今は計画されております。したがって、全体的なイメージとしては、市の方向性としては面積の削減ということが大きな目標なんですけれども、戸々の施設につきましては、やはり地域の方々の御意見とかいろいろと聞いていかないとならないと思います。年が明けましたら、とりあえず5年計画につきましては、地区自治公民館長等への説明もあると認識しております。

○委員（松元 深君）

115号、116号で指定管理になっているわけですが、建物の火災保険等は各自治会が持つのか、市が全て掛けているのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

保険料については市で予算計上して払っています。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで議案第115号及び116号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時12分」

「再 開 午前10時15分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第96号と議案第140号、議案第141号は関連がありますので、一括して説明を求めます。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

議案第96号につきまして説明いたします。この議案は平成24年に策定した霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく東国分保育園及び下井保育園の民営化に伴い、両園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものであります。これまでに隼人保育園と国分西保育園の民営化をしたところですが、今回も同様の手順で、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立保育園民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。両園とも1法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、民営化の移管先として適当であると判断され、市ではこれを受け、同法人を移管先として決定し、協定を結んだところでございます。このようなことから東国分保育園及び下井保育園の民営化に当たり、両保育園を廃止するため、今議会に「霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について」議案を提出したところでございます。なお、経営移管は平成28年4月1日を予定しておりますが、前回と同様、本一部改正条例の施行日を「公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日」として、規則委任しております。次に、議案第140号につきまして説明いたします。民営化に伴う東国分保育園の土地・建物の不動産鑑定評価を行ったところ、土地評価額4,431万円、建物評価額930万円でありました。庁内で検討の結果、土地は評価額どおりで有償譲渡、建物は無償譲渡として公募を行いました。建物につきましては、昭和55年の建設後35年が経過し、経年劣化が随所に見られるほか、直近3か年の維持・補修に約232万円を投入しており、今後も修繕または施設の更新が見込まれることから無償としたところでございます。なお、建物は移管日の現状をもって引渡すこととしております。次に、議案第141号につきまして説明いたします。民営化に伴う下井保育園の土地・建物の不動産鑑定評価を行ったところ、土地評価額3,340万円、建物評価額720万円でありました。庁内で検討の結果、土地は評価額どおりで有償譲渡、建物は無償譲渡として公募を行いました。建物につきましては、昭和56年の建設後34年が経過し、経年劣化が随所に見られるほか、直近3年の維持・補修に約142万円を投入しており、今後も修繕または施設の更新が見込まれることから無償としたところでございます。なお、建物は移管日の現状をもって引渡すこととしております。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。議案内容についての質疑に入ります。まず議案第96号についての質疑はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

議案第96号、議案第97号関連してという形になります。まず、隼人保育園、国分西保育園がまずは先行して民営化されたんですけれども、隼人保育園が2年、国分西保育園が1年経過したところで、民間に移譲とすることによって、定員の増、それから時間外保育と言ったらいいんですか、休日保育とか、そういったところにメリットが生まれてくるんじゃないかというようなお話も以前あったかと思えます。そういう面で定数の増減があったのか、時間外とか休日保育とか、病後時保育とかというところのシステムが変わったのかどうかということをお聞かせください。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

資料が手元にございませぬので、また後ほど報告しますけれども、園児については人数的には、定

数の関係がございますので、それほど変わっておりませんが、先ほど言われました民営化になって、隼人保育園で申しますと、病後時保育ですとか、あとは放課後児童クラブとか、そういったもの等の取組をされております。そして、国分西保育園でございますけれども、まだここは半年が経ったばかりでございます、今までのものを引き継いでいただいている状態です。

○委員（宮本明彦君）

枠が広げられたかどうかというのは後でまた調べて報告いただけるということでよろしいですね。今おっしゃったのは隼人保育園が病時・病後時保育を始めたこと。それともう一つが、放課後児童クラブも併せて始められたということだったと思います。これはいつからかというのだけ教えていただけますか。あるのであれば、また、そういった1園に対して公募が1社からしか来なかったということですが、その辺もこの東国分保育園と下井保育園は、そういったようなところの業容の拡大とございますか、そういうところも視野に入っているのかどうかをお答えください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

お尋ねの前段の部分、隼人保育園と国分西保育園の定数関係については正確に調べて事後で説明しますが、隼人保育園は民営化された後、隼人認定子ども園ということになっていまして、機能がそれなりに充実してきたのではないかと思います。ただ定数は認定こども園になった影響もあったのかもしれないですが、15名減ってはいるようでございます。国分西保育園につきましては現在のところ定員・定数については変わっておりません。私のほうからは前段の部分だけお答えしておきます。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

私から後段のほうのお話をいたします。下井保育園及び東国分保育園の受託法人が業態の多角化というか、そういうことについての意向がどうかというお尋ねだったと思いますが、今回の公募に当たって、直接的には今後こういうことをやりますということは、明言はされておませんが、下井保育園のプレゼンテーションの中で、今回の移管先候補であります法人が、これまで横川地区で、保育園から初めて児童クラブもやってきました、障がい児の療養施設もやってきましたと。その辺も今後検討していきたいと思っておりますというお答えはされております。それと先ほど、児童の隼人保育園と国分西保育園の児童数のお話をいたします。平成25年度の状況ですので、民営化前の状況、平成26年3月1日現在ですが、隼人保育園が134名の入所がありました。それで、現在、直近の数字ですが平成27年10月1日現在で、今隼人認定子ども園になっておりますが、同じく134名入所しております。それから国分西保育園のほうで申し上げますと、平成27年3月末現在で90名の入所がございまして、これが同じく直近の平成27年10月1日現在の国分西保育園では103名の入所が ございます。それから病時・病後時保育と児童クラブにつきましては、のちほどまたお答えいたします。

○委員（中村満雄君）

今回対象になっている東国分保育園と下井保育園の定員と現在保育されている園児の数が分かりますか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

先ほどお答えしましたのと同じ時点、平成27年10月1日現在でお答えいたします。まず下井保育園、こちらが、現在定員60名に対しまして68名の入所がございまして。次に東国分保育園、こちらは110名の定員に対しまして83名の入所がございまして。

○委員（中村満雄君）

今保育園の不足とか、そういったことが話題になっているわけですが、国分東保育園の場合ですと、27名の枠がありながら、園児がいないと。その理由というのは何でしょうか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

一番の問題は保育士の人員確保ができていないということになります。そのため児童の何名あたり保育士が何名という保育所の基準を満たすことができないため、いわゆる現用の定数でしか採れないということになります。

○委員（中村満雄君）

今回新たな指定管理者が選ばれることになるわけですが、新しい指定管理者は定員いっぱいまで、園児を確保するだけの保育士の確保のめどとか、そういったもの、若しくは契約条件にそれが入っているのかどうか、そういったところ教えてください。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

現在その移管先の法人と今園で働いております職員の方々、この方々が来年以降、園に残っていただけるのかというようなお話をされているところであります。まずその話をしまして、保育士が何名確保できるのか、それに対しまして、今から足りない分については、新規採用を行っていく必要があります。めどが立っているというような状況ではございません。春までに、できるだけ確保はしたいというお話は聞いております。

○委員（中村満雄君）

願望でこういったことが許されるかということですが、確認します。市の職員が4名ですよね。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

園長が1名、保育士の職を持った者がおります。それと保育士として当っているものが3名、調理員1名が正規職員です。4名が保育士を持つ正規職員になります。

○委員（中村満雄君）

民営化されるということになりますと、その4名の正規職員は保育園から外れるわけですがけれども、そうしますと新たにその4名を確保するということと、定員110名を満たすには、更なる保育士の確保が必要ですよね。それができなければ、市の正規職員に代わる4名すら確保できなかったら、現在83名いらっしゃる園児そのものも保育できないとことに成りかねないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

今の中村委員の御指摘については、一番課題となっているところでございまして、保育士それから介護士、看護師この3職が非常に現実的に人がいないという状況で、それは霧島市だけの問題ではなくて、全国的な問題なんですけれども、そう言っているのは今おっしゃる保育のニーズに応えることができませんので、これは例えばの話ですが下井保育園、東国分保育園が民営化の議決を頂いたならば、正職員はもちろんほかの園へ異動ということになると思いますが、正職員が残っているほかの園に異動した場合に、そこで働いていらっしゃる臨時職員の方に、4名行けば4名の余りが出てくるという状況でございまして。そういったことから、そこら辺で何とか調整ができないかなと。つまりは正職員が異動したあと、非常勤の臨時職員の方を新たな移管先法人のほうに入ってもらっていただけないかなということも一つの願いではあります。現実的に隼人保育園で最初は全員が移管先法人に雇用していただきたいということは方々は全員雇用されたんですけれども、あとちょっと事情等で退職をされた方々が

いらっしゃいまして、その方々は現に公立のほうにも数名また再雇用をされた方もいらっしゃいます。そういった形で、霧島市の保育士、公立・私立合わせた中で、やはりそこは調整していかないと保育ニーズに応えられない現実が出てくると思っておりますので、そこは十分今の臨時職員の方々にも、そういった移管先法人へのお願いとかそういうことはしていきたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

ところが、見込みとか願望だけで民営化したとして、結局保育士の確保ができなかったとしたならば、現在83名在籍している園児すら保育できないと。そうなる、この民営化計画そのものが頓挫しかねないということは我々が今後いろんな判断をすることになるわけですが、そこが非常に不安で、そこは確たるそういった確保のめどとか、それが立たない限り難しいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

隼人保育園、国分西保育園を既に民間しているところでございますが、その2園の例を申し上げますと、先ほど秋丸のほうからもありましたが、定数をほぼ確保できていると。つまりは、保育士は民営化の応募の時点で、現在移管しようとしている保育園の定数を賄えるべき保育士の確保というものは、もう既に想定されていると思っております。ですから例えば現在公立である東国分保育園については、保育士がなかなか足りないという現状がございますが、やはりそこら辺は民営化しての一つの効果が保育協議会、それから幼稚園協会等、組織の加入者でもございますので、そういった組織を通じての保育士の確保というのはお互いに情報交換等をされて、非常にしやすくなっていると思います。ですから希望的観測ではなくて、今回の民営化に手を挙げてこられた方々は今の定数どおり満足できる保育士の確保の見込みがあるというところが手を挙げてくださったと思っております。

○委員（中村満雄君）

ということは、この東国分保育園の定員が110名ということで、今27名枠が余っていると。今霧島市内でも保育園の数が足りないとか、そういったことが出ているわけですが、110名の定員まで保育できるだけの保育士の確保のめどが立った上で、この法人は応募したという理解でよろしいですね。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

法人から聞いた話ですが、9月末現在で、内定を3名は出していると。今後もまた人員確保に努めていくというふうには聞いております。

○委員（前川原正人君）

まず議案第96号についてですが、この民営化計画というのは、霧島市保健福祉施設民営化実施計画、これが平成24年7月に策定をされまして、その中で進められてきた背景があるわけですが、まずお聞きをしておきたいのは、この霧島市立保育園在り方検討委員会の中で、保育園の代表であったりとか、学識経験者だったりとか、市長が必要と認める者ということで、10名程度の名前が連ねてあるわけですが、ここの委員の変更はなかったわけですか、こういう人たちが最初から最後まで民営化計画について、どういう方向性を持つということに今でもなっているという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいまの御質問は、この市の民営化実施計画を作る前提のこういった話し合いがなされたか、現

在はその在り方検討委員会についてはどうかということでございます。在り方検討委員会につきましては、この民営化実施計画を作る前に、専門の方々、それからもちろん市立保育園の保護者の代表の方、公立保育園の代表の方、それから私立保育園の経営者の方、それから公募をした方の11名で構成されておりました。その方々に公立保育園の今後の在り方についてどうあるべきかということを議論していただき、提言という形でまとめられたものでありまして、その提言を基に民営化実施計画を市で作成したものでございます。したがって、この方々の役目は、つまりはその民営化実施計画を作るまでの作業ということでございまして、その後は現在のところは、民営化実施計画を実行していくための法人を選ぶ選考委員会という少人数5名で構成されております。その選考委員会5名の方々は、各保育園に応じて、各保育園の保護者代表が参加されますが、3名の固定委員、専門家の方々については変わりはありません。繰り返しになりますが、在り方検討委員会については、最初検討するときからメンバーは変わっておりませんが、もう計画ができた時点では、もう今はそういう委員会はありません。

○委員長（下深迫孝二君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時40分」

「再 開 午前10時55分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第96号についての質疑を続けます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど御質問があった中で隼人保育園と国分西保育園の定数について正確に調べてあとでお答えいたしますということを申し上げました。民営化前の隼人保育園の定数135名から隼人認定子ども園になって現在120名、定数としては15名減っております。ただし、秋丸が申し上げましたとおり定数を超えて受け入れられる許容の範囲で実際受けている子ども数は変わらないということでございます。国分西保育園については定数90名に対して民営化後も90名ということで変わっておりません。

○委員（前川原正人君）

民営化後、国分西保育園そして隼人保育園、そういう実績ができたわけですがけれども、民営化後の市の関与の在り方として、移行後3か月の時点で保護者アンケート、必要に応じて助言や改善を求めますよというのが、この民営化後の市の関与ということで出ているわけですがけれども、その検証及び特徴等どのようなものがあったのかお示しいただけますか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

これは民営化半年後に実施しております保護者のアンケートの内容ということでよろしいでしょうか。先般の一般質問でもお答えした内容になろうかと思いますが、アンケートの内容でございますが、約半年経過後の9月で実施しております。内容といたしましては民営化による児童への影響や保育士の児童への対応、それから保護者の方々に対しての金銭的・時間的負担、あるいは保護者への対応、給食の内容、そして施設等の保育環境、それから民営化に対する不安があったのかどうか、そしてそれが解消されるのかどうか、市長の答弁のところでもありましたが、全体的な満足度というものを取っております。結果についてもホームページで公開しておりまして、主なものだけということでこ

の前も答弁させていただいたんですが、まず保護者の皆さんが一番心配されておりましたんですけども、民営化によって、子さんが戸惑った様子がありましたかというような質問に対しまして、両園とも回答の7割の方が「得に戸惑う様子は見られなかった」というようなことでした。そして、次に多かったのは「4月の頭は戸惑っていたけれども、じきに落ち着いた」といった回答になっております。それから保育環境については、隼人保育園では約7割が「以前より良くなった」という回答を頂いております、国分西保育園では約半数がどちらでもないというようなことでもございましたけれども、その次の回答としましては以前より良くなったというような結果になっているようでございます。主なものとしては以上のようなものでございます。

○委員（前川原正人君）

民営化後の今後の在り方として、その中で提言が出ているのは民間であれば、意思決定が迅速に行われ、スピーディな対応が可能で、継続した福祉理念に基づく保育ができると。こういう提言が出されているわけですね。となるとその検証というのはされていらっしゃると思いますが、このとおりになっているのかどうかお示しいただけますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

この提言の主旨といたしましては、我々で理解していることは、やはり公立保育園だけに限らず、公立の公共施設の場合は、先ほどもありました維持修繕となりますと、それなりの予算がない場合は議会に補正予算なりをお願いしなければなりません。そして財源としてもいろんな補助制度がないのか、そういったものも調査したり、やはり時間がある程度かかるということにはなります。民営化した場合には、やはり民間の場合は補助も受けやすく、それから意思決定も法人の理事会等で速やかに決定できるわけですので、そういったことから対応が迅速にできると、その検証といたしましては先ほど申し上げました隼人保育園、現在隼人の認定子ども園の病後時保育の建物がすぐできまして、同じ施設の中に児童クラブの施設もすぐできたということもございまして、そういったものが効果であると思います。それから先ほど宮本議員のお尋ねでございました、隼人認定子ども園の病後時保育の開設は平成27年4月1日から、民営化されて1年後、児童クラブにつきましても平成27年4月1日からとなっておりますので、併せて回答いたします。

○委員（前川原正人君）

中村委員も先ほどおっしゃったんですが、問題は継続して働きたいという人たちがいらなかった場合、当然優先的に、そこは担保すべきだというふうに思うんですけども、東国分保育園、下井保育園に勤務をしていた職員の人たちについての身分はしっかり保証されていますので配置換えでクリアできると思うんですが、非正規の方たちの意向調査は実施されていますか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

現在臨時職員でいらっしゃる方々の意向調査ですけども、調査の仕方はまず2種類ございまして、年度当初に民営化するところの保育園で、先に無記名で何名の方が民営化になったときには自分たちは移管先に継続して行きたいというようなことをお聞きしました。これは何でかと言いますと、要は移管先法人の方も何人来ていただくかということがやはり必要な数字なるということで、そこは先に調べさせていただきまして、そして今の状態、プレゼンテーションが終わりまして、移管先が決定したあと、具体的に希望を出していただきまして、それでその方々と、今後その移管先法人のほうと条件面でいろんなお話をさせていただくというようなことになっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

以前に議論をした経過があるんですけども、例えば大体移管先法人が3年間は雇用してくださいよと。市のほうもお願いをしますと。しかし3年後、4年目以降になると、そこは担保できないというような、そういう認識でいるわけですけども、未来永劫ずっと希望がずっと叶えられるのかという保証があるのか、ないのかですね、移管してしまえば、あとはもう民間ですので、行政が介入できる部分と介入できない部分、むしろ人事に関する部分ですので、経営的な問題も出てくると思うんですが、その辺については、ずっと未来永劫働きたいという希望があれば、当然そこはちゃんと保証されていくというそういう理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

民営化に当たりましては、保育園については本会議でも申し上げましたけれども、民営化の一連の議案を決定していただきましたならば、早速、移管される法人と現在の公立の施設の引継ぎ等、あるいは現場の確認等をされていきます。その中で重要なことは、今ありました特に臨時職員さんとの面談、そして新しい移管先法人の処遇に関する各種規定の確認によって、お互いの意思で契約をするということになるかと思えます。その雇用関係については公務員であろうが、民間であるが、やはりその個人と例えば行政であれば市、民間であれば個人と法人の経営者との契約ということになりますので、市としては、やはり移管先法人に現在希望していらっしゃる方々の全員の雇用、それから雇用については書面で募集の要綱の中に入れておりますけれども、条件の中に入れておりますが、待遇面・処遇面については私の方で直接足を運びまして、理事長に最低今までの基準以上でということをお願いはしております。実際、処遇、特に給与面については公務以上に水準が確保されていると伺っております。したがって、そこまでは行政の責任でやはりやっておきますけれども、雇用後につきましては、やはり法人の保育の理念、公立で働いていらっしゃる職員の方も当然高い意志、理念があつてのお努めでございますので、そういった保育方針によって、契約にも影響が出てくるのではないかと、それから最低3年ということがありましたけれども、市としては期限を定めて雇用してくださいということは公募条件の中にはありませんので、そこはやはり移管先の法人との今後のそういった保育士、個人との協議、あるいは契約ということになると思えます。

○委員（前川原正人君）

今の雇用の部分と処理の部分については、今の公立の段階だと行政の裁量権が効くわけですね、しかしお願いはしてもそれを守らなければならないという義務規定もないわけですよ、ですからある意味、必要でなくなれば、子供さんが何名集まるか、保育士が何名集まるか、どういう保育をするかという、そういう方針の下で全てを決められていくことになると思えます。ですので、そこは働きたい人はちゃんと雇用面そして処遇面を今以上に改善をするということは当然だということをおし述べおきたいと思えます。それともう一点は、両保育を公営として運営をされてきました。そして経年劣化によって増大に経費が掛かっていくんだと、それも一つの理由ですが、今後増大な施設整備費が掛かることも理由にされているわけですけども、公立で運営をした場合に幾らの整備費が今後必要になるというふうに想定をされていらっしゃると思いますか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

具体的に大規模改修の検討をしていないので、詳細な数字は申し上げるものはないのですが、私立の園で同規模程度の園を整備すると考えたときには2億円、3億円程度の負担が掛かってくると、こ

れに対して公立保育園であれば全てが市の負担になると。私立であれば国県補助があるという状況です。

○委員（中村満雄君）

国は介護しの処遇改善に取り組んでいるか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

保育士については、本年の4月1日から単価が引上げられた。補正予算にもおねがいしているそうとうの額が出ている。公定価格というが、その中に保育士の処遇改善もするという経費が含まれている。当然民間の方位九円については保育士の処遇改善には取り熊ね糸いけない。処遇改善

○委員（中村満雄君）

今国は子育て支援とかそういったことをやっっているが、先ほど部長のほうからもお話がありましたけれども、保育士等の処遇改善が喫緊の課題であるといったことで、処遇が改善されない限り、こういった保育園の運営とかいったことに支障が出るわけですけれども、子育て支援といった範囲の中で、国は今どういった保育士等の処遇改善とかそういったことに取り組んでいるか情報がありましたら教えてください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

保育士につきましては本年4月1日から始まりました、子ども・子育て新支援制度によりまして、今まで私立保育園に、いわゆる扶助費としてお支払いしていただき保育を委託している、そういった経費の単価が大幅に引き上げられました。したがって、今回、補正予算にもお願いしている相当の規模の額が出ているわけですが、いわゆる公定価格と申し上げますけれども、その中に保育士の処遇改善もするということの経費が含まれております。したがって、当然、民間の保育園につきましては、保育士の処遇改善というのは取り組まなければなりません。実績の報告等でそれが出てくるとは思っております。一つには国における保育園等の肯定単価の見直しの中に処遇改善分も入っているということでございます。

○委員（中村満雄君）

確か福岡市だったと思うのですが、自治会で保育士に関する支援とか、そういったものがあったと思いますが、霧島市ではそういったことの検討とか、そういったものはいかがでしょう。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確かに市町村単独でそういった補助をしてらっしゃるところもお聞きしております。そういった情報は常に把握しまして、子ども・子育て支援課のほうにもつないで、市として財源等のことも考えながらできるものはないか、今、いろいろ知恵を絞っているところでございます。一例を挙げますと、これは先進事例のケースですが、保育士を市内に呼び込んで、結局市内に住んでもらって、そこから保育園に努めていただくという趣旨から、アパートとかの家賃の補助をするところもあると伺っております。そういったことを聞きましたが、地方創生ですね、やはり人口増、私は常に申し上げているんですけれども、保育士・介護師・看護師、女性の方が比較的就労していただけるような職種については、そういった処遇改善、あるいはいろんな助成制度を活用して投資的な意味でやっっていけば、言い方は悪いですが、子供さんも産んでいただける世代も多いと伺っておりますので、そういった形で両方に、子育て支援にもなるし、医療環境の充実にもなるし、高齢者福祉にもなるし、地方再生にもつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、そこはまだ今からも勉強させていただ

きたいと思います。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

それ以外に民間施設等給与等改善費の補助金というものが従前よりございまして、その施設に在籍している職員の勤続年数に応じて、3%程度から16%程度まで別途人件費として加算をされるという制度がございまして。

○委員（中村満雄君）

市長がおっしゃる人口13万人計画に沿った動きですので、ぜひとも子育てしやすい自治体ということをお願いします。隼人保育所の民営化のときに施設との協定書ですか、そういったものを結ばれていて、そういったものを提示いただいたんですが、今回の場合の協定諸の案とか、そういったものがあれば提示いただきたいんですが。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

御指摘のとおり以前の委員会で資料提供した経緯がございまして、下井保育園、東国分保育園の協定書につきまして、直ちに準備をさせていただきます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第140号についての質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

法人が大川福祉会ということで霧島にあるのですが、ここはほかにもこういった保育園とかそういったものを運営しているのでしょうか。そういった実績はいかがですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

大川福祉会につきましては、地元霧島のほうで1園を運営しているということです。

○委員（中村満雄君）

施設の名前を教えてください。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

霧島のほうで大窪保育園を運営しています。

○委員（前川原正人君）

今回、民営化ということで議案第140号で、建物については無償譲渡と、土地については有償でということになっているわけですが、東国分保育園については土地が4,431万円ということで、建物が930万円の評価を出されたわけですが、これは近傍の家賃を視野に入れて土地鑑定評価をしたんだということで本会議でも説明があったんですけども、土地はこんなものなんですか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

この譲渡額の積算については不動産鑑定士に鑑定委託をしております。不動産鑑定の中で取引事例を用いて、そこから土地ごとの個別の要因で調整をして出しておりますので、適正な価格であると認識しております。ただし、別に一般の住宅地と異なりまして、大規模な土地につきましては、減額補正を掛けます。ですので、あの辺りの宅地としての取引価格よりは確かに低い価格で鑑定となっております。

○委員（中村正人君）

今、地籍図をもらっているんですけども、何筆もあるんですけども、鑑定は1筆でされているのか、合計でされているのか詳細を教えてください。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

東国分保育園の鑑定につきましては、まず保育園本体の部分が三つの筆に分かれております。上と下と真ん中に細い筆がございます。この3筆を一体として鑑定をしているのと、それから道路向かいの左上といいますか、駐車場がございます。そちらはそちらで一筆として鑑定をしております。

○委員（前川原正人君）

これはもう全部一体的に評価を出したんだということで、今言われたのでしょうか、今見て、地図上で言えば駐車場ですね。東と西に分かれているんですけども、普通評価額は路線価で見えていくわけですよ、ポイント方式ではないわけなので、本来であったらこれは個別に東と西のほうという評価は考えられなかったのですか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

市有地の処分につきましては、市の固定資産税のほうで設定しております路線価を基に計算をしていると思います。ただし、今回の処分につきましては、別途鑑定士に依頼をしておりますので、路線価をもって算出したということではございません。

○委員（宮本明彦君）

全体的なことお伺いしてもよろしいでしょうか、民営化実施計画書、今年度、敷根保育園も入っていたんですけども、今回は東国分保育園と下井保育園ということです。敷根保育園については現在の計画上どういう進み具合かというのだけお知らせいただいていいですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

御指摘のとおり今回は敷根保育園も同時に公募いたしたところですけども、残念ながら応募がなかったということでございます。そして、その後、ほかの保育園へもアンケートを取りまして、昨年は下井保育園が、応募がなかったですけども、今年候補者があったというようなこともございますので、また来年するのかどうかというは今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほどの前川原議員の御質問でもありました実施計画を作成するに当たりましては、保護者の公・私立保護者の代表とか経営者の方々、それから学識経験の方々、専門家の方々によって、いろいろ議論され、提言を頂き、それを基に市で計画を策定しました。その中で定数、あるいは実際入園している児童の推移等も見ただ中で、民営化の順番、何年何月からどこということも決めたところがございます。ただし、受皿がないと、民営化というのは市が一方向的に考えていてもできません。したがって、今、答えがありましたけれども、必ず民営化がなかった園を含めて、今後民営化する園の予定について、同じような保育園を運営されている社会福祉法人にアンケートを取りまして、「実際、興味がありますか」というような内容でお聞きしているところでございます。正直申し上げまして、敷根の場合はなかなか手が上がりませんが、今後、計画している国分地区の重久、清水、平成29年からの民営化予定ですけども、それと併せて、やはり民営化に向けては計画を進めていくということで考えております。したがって敷根保育園について、こういった環境、あるいは条件がその民営化を受けていいよという法人に影響があったのか、そこら辺もちょっと調べていかないとならないと思います。そういったこと保育協議会という組織もございますので、その幹部の方ともちょっとお

話をする機会があればというのは考えているところです。

○委員（宮本明彦君）

今回、東国分保育園が大窪保育園、下井保育園が安良保育園になるのですか、横川のほうから出てきておられる、前回隼人保育園も溝辺かどこかで、国分西保育園のほうははなぞの保育園だったと思うのですが、間違っていたら後で訂正してください。今回中山間地域のほうから、手を上げられたという、この傾向を見て、執行部のほうはどうお考えなのか、どういう状態にあるのかというのが、何かお話いただけるのであればお願いしてもいいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

民営化の移管先につきましては、市といたしましては、あくまでも各同様の保育園を経営されているらっしゃるまずは市内の社会福祉法人に対して御案内を差し上げ、公募の説明会、そして公募への参加、そして実際のプレゼンテーション等、そして選考委員会によって選考を頂いて、最終的に市が決定するという手順なんですけれども、市としては、公募の際にどこら辺の法人が今度の公立保育園を取ってくださいというようなことは一切ございません。ただ、複数の公立保育園を1か所の法人に続けて移管するということは避けるために、2園まではいいですよ。2園までは受けていいですよとはしております。それだけの条件を付けております。しかしながら今回蓋を開けてみますと、先ほど隼人保育園は溝辺というお話がございましたが、牧之原の原村さんでございまして、実際隼人保育園もですし、それから下井保育園と東国分保育園もいわゆる周辺部の法人から申し込みが出ていることは事実でございます。やはりこれにつきましては霧島市の全体の保育、今後のニーズというものを考えましたときに、現実的に周辺部については子供が減っていく、そうなればどうしても現在の保育園のみでは経営的な面でやはりいろいろ影響が出てくると。そうすると市全体のバランスというものもあると思いますので、そういった意思が働いてそういう手の挙がり方があったんじゃないかと思っております。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

補足で申し上げます。上場の保育園の方とも話す機会がございまして、その中で今回手を上げた法人もあるんですが、上場の保育を守るために、国分・隼人地区の民営化に参加をしたと。そうすることで上場の子供が少なくなって、上場の園の経営が厳しくなっても、下場の分で補えるし、あるいは人材を採用するにしても国分・隼人と上場と異動があつてということであれば、採用もしやすいのではないかなというお考えがあつてされたということも聞きました。

○委員（中村満雄君）

協定書を見せていただいておりますが、これの第6条に、移管申込書に記載した事項及びプレゼンテーションにて説明した内容について真摯に実施しなければならないとなっているわけですが、このプレゼンテーションの中に定員までしっかり保育しますよということまで含まれているかどうかの確認と、このプレゼンテーションですか、こういった内容を我々に示していただくことはできませんか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

1点目についてお答えいたします。プレゼンテーションにつきましては、主に現在園にいらっしゃる保護者の方々に向けての説明がございまして、定員をうんぬんという話は出てはきませんでした。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

後段のプレゼンテーションの資料なんですけれども、我々といたしましては、あくまでもプレゼン

テーションについては審査をする選考委員会、それから保護者の方々、それから保育士の先生方に参加をいただいて、プレゼンテーションを行っているところでございますが、そのときに特別園から資料を頂いているわけではございません。今はパワーポイント等で説明をされておりますけれども、ただ、公募条件の際に応募をされたときの資料、例えばプレゼンテーションに向けて市としてこの項目とこの項目とこの項目について、主にプレゼンテーションお願いしますというようなことを求めまして、それに対する大まかな回答をされた資料はありますので、それならの提出はできると思います。

○委員（中村満雄君）

ぜひ見せてください。定員まで保育するということが、非常に重要なことであると思います。したがってそういったことが何らかの市からの法人に対する要求の中に含まれているのか、若しくは法人のほうから、現在、東国分保育園は定員110名だから110名までは必ず実現しますとか、そういった内容の提案とかそういったものはあるかどうかということをお聞かせください。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

その保育所に対する、市からお金を給付する施設給付というものがございまして、これがその施設の定員に応じて児童一人当たりの単価というものが異なってきます。定員が大きい施設ほど1人当たりの単価は安くなります。ですので、定員が多い施設で20名も30名も少ないと経営そのものが立ち行かなくなってくるという話になってきますので、経営的なお話でそこは担保されていると理解しております。

○委員（中村満雄君）

ということは、市のほうから国分東保育園ですか、そこに110名確保しなさいとか、そういったことを言っているわけではないと。それはもう法人のほうで経営上必要だから、110名まで頑張るであろうと、そういうふう理解していいということですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

保育園の民営化に当たりますと、その運営をお願いした法人募集要領というのを定めまして、その要領の中で、いろんな条件とか、いろいろ市が示しておまして、その中で定数につきましては、現在の定数を維持するんですよということにはしてあります。ただ、定数を全部満たすようにということまでは具体的に記載してございません。しかしながら、先ほど申し上げましたプレゼンテーション等あるいはその実際民営化後の法人の計画について、市から職員体制についてはどう考えていますかというような様式について問いをしております。それに対して正規職員の雇用計画とか、そういった形で出されておりますので、そういったところから判断しているところでございます。

○委員（中村満雄君）

保育園によっては、定員割れのところ、定員よりも多いところがあるかと思いますが、この2園について下井保育園のほうは定員よりも多く園児がいるわけですね、国分東保育園は保育士の数が足りないということで、やむを得ず83名ということになっているみたいですが、この2園は保育をしてほしいという申し入れとか、そういったものの数、逆にオーバーしているから園児を制限しているかもしれませんが、その辺の実情について教えてください。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

お手元に資料がございませんので後ほど御報告させていただきます。

○委員（徳田修和君）

今回施設の写真も資料として提示していただいています。この中で遊具などもあるのですが、このような備品関係についての評価、協定書の中では第3条の3項の中で、備品台帳に記載されている物品を無償で譲渡しとなっております。無償で譲渡するのであれば、ここら辺の備品台帳の中身も示していただければと思うんですけれどもそういうことは可能でしょうか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

のちほど準備します。

○委員（徳田修和君）

備品等もそれなりの金額であったりとか、中には譲渡されることで、移管先の法人が困る物も出てくるのかなと考えられるのですけれども、それらについて同時に示していただければこちらも議論しやすいと思われましたので求めておきます。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

備品を譲渡されて困るというお話ですが、基本的に公募の段階で現状での渡しになりますということとはあらかじめ申し上げておりますので、そこは認識をしていただいていると思います。あと備品につきましては、どうしても公立保育園の備品、古いものが多ございまして、ほとんどの物が1円まで減価償却をされているものだと理解しておりますが、その台帳については、また後ほど準備します。

○委員（中村正人君）

譲渡する内容として備品台帳に記載されていない物はないという理解でいいですか。

○清水保育園園長（新窪政博君）

備品台帳は財務会計システムの中で管理をいたしておりますので、新システムに移行したときに整備をしていると思いますので、ほぼ間違いはないというふうに思っています。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第141号についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

この下井保育園の1613番が保育所の位置なのですが、地図でいくと1613-3になっているのですが、これでいいのですか。それと3391-5これは田んぼですが、これは民営化してから宅地か雑種地に移行するのかお伺いします。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

申し上げございません。今の御指摘のとおりでした。正しくは今の保育園がある宅地、写真上は霧島市役所と表示されておりますが、1613-3という枝が協定書で抜けておりますので、ここは支給訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○委員（松元 深君）

契約の第3条の1と第3条の2のところの訂正が必要だと思いますので、よろしく願います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおり訂正をさせていただきたいと思います。それからもう一つのお尋ねの、道路向かい側の3391-1と3391-5については、これはもう何年前ですかね、駐車場になっておりまして、まだ地目として田のままとなっております。現況はこの2筆が合わさって駐車場となっております。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

今御指摘ございました3391-5の田の地目につきましては地目変更してからお渡しするということになります。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第96号、議案第140号及び議案第141号に対する質疑を終わります。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

先ほど来のお尋ねでありました東国分保育園と下井保育園の待機状況について資料がありましたので申し上げます。平成27年10月1日現在でございますが、東国分保育園が7名待機、下井保育園が2名待機という状況でした。

「休 憩 午前11時50分」

「再 開 午後 1時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。執行部の説明を求めます。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

議案第97号につきまして説明いたします。この議案は、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく国分舞鶴園の民営化に伴い、同園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものであります。国分舞鶴園の民営化にあたり、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立養護老人ホーム民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。3法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、社会福祉法人政典会が民営化の移管先と選定せられ、市ではこれを受け、同法人を移管先として決定し、協定を結んだところでございます。このようなことから国分舞鶴園の民営化に当たり、市立から廃止するため、今議会に「霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について」議案を提出したところでございます。なお、経営移管は平成28年4月1日を予定しておりますが、保育園と同様、本一部改正条例の施行日を「公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日」として規則委任しております。次に議案第142号につきまして説明いたします。民営化に伴う国分舞鶴園の土地・建物の不動産鑑定評価は平成25年度に行っておりまして、土地評価額1億6,000万円、建物評価額1億8,700万円でありました。庁内で検討の結果、土地は有償譲渡、建物は無償譲渡として公募を行いました。建物につきましては、平成11年の建設後約16年を経過するものですが、移管先法人の建物に係る将来の維持補修や購入のために借り入れた場合の償還等の負担が軽減されることにより、福祉の向上につながる安定的な経営が見込まれることから無償譲渡としたところでございます。なお、建物は移管日の現状をもって引渡すこととしております。次に議案第143号につきまして説明いたします。土地につきましては、平成25年度の不動産鑑定に対し、近傍の県の地価基準値の2年分の価格変動を考慮して時点修正を行った単価に、鑑定を行った9,729.64㎡から引き続き公有地として残すこととした部分を控除した8,776.85㎡を乗じまして、1億3,400万円を処分価格といたしたところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。議案内容に対する質疑に入ります。まず議案第97号に対する質疑はありませんか。

○委員（時任英寛君）

舞鶴園でございますけれども、先ほどの公立保育園の中でも説明がなされましたが、定数によって、措置費、保育園で言いますと公定単価、ここが変わってくるわけでございます、舞鶴園においても措置費が定数によって変動があると、このように認識をいたしております。特に舞鶴園55人の定数で今運営をされておりますけれども、これが50名までと50名から60名となりますと措置費の額が、一月2万円程度変動があると認識しております。今後、民営化というのは受けた法人が赤字を出すような経営というのは望ましくないわけでございます、現状においても、平成26年度実績において赤字が出ていることを考慮いたしますと、この定数の削減というか、措置費の有利性というのを考えましたら、50名に減らすということは可能なのかなどお伺いしたいと思います。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

この定員の話ですが、施設認可を県のほうで行います。それで、県が始良伊佐圏域で全体の入所見込みというのをエリアごとに設けてあります。その中で、県のほうで定員を減しても差し支えないという判断があれば、その定員を減らすことは可能だと思います。

○委員（時任英寛君）

今後、保健福祉施設の民営化計画の中では、長安寮、春光園というのも入ってまいります。長安寮におきましては60名の定数となっております、これが定数っていない現状の中で、措置単価が変わるようであれば、その経営状況を考えた場合、50名に減らすという発想もあってしかるべきではなかろうかと思えます。今、秋丸主査からありましたように、あくまでも許認可については県のほうが持っているわけですが、ただ、その施設の健全経営という発想からいたしますと、定数減というのを考えてもいいと思うわけですが、協定書の中にはそういうものは見えてきませんが、当局としてはどのような認識でこの定数というものを捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

時任委員から御指摘がございましたが、その件については養護老人ホームの在り方検討委員会でも提言を頂きまして、まずは霧島市の場合、当時という答え方をしますけれども、平成23年でしたか、その当時の社会環境等を勘案して、養護老人ホームというのは、いわゆる経済的な理由、そういった家庭環境の理由から、行き場のない、元気な自立できる65歳以上の方々に入っていただく施設でございますので、そういったニーズがもうだんだん減ってくるのではないかと。したがって、まずは霧島市で運営している養護老人ホームの定数を削減する形で見直すべきだという御意見を頂きました。ところが、やはりそれから三、四年経つわけですが、御存じのように、なかなか家族の絆の希薄というのが見受けられまして、あるいは虐待とかですね、そういうものもございまして、終の住み家としてのセーフティーネットという形で、やはり養護老人ホームの存在というのは、重要であるという認識も市としても最近思っているところでございます。ただ、今御指摘がありましたように、例えば、定数が60名なのに30名くらいしか入っていないという施設もございまして、そういう施設については、例えば2人を一部屋としている施設もございまして、入所される方の御希望によっては、一人部屋がいい場合は一人部屋にするとか、そういった手法も考えられると思います。ですので、定

数の場合は、当然県のそういった許認可と言いますか、そういったものもございますが、条例で設定しておりますので、そういう定数を増減する場合のきちっとした議員の皆様、市民の皆様方に説明ができる材料・データを整えた上で、そういった提案をさせていただきたいと考えているところです。

○委員（時任英寛君）

部長のほうからありましたように、あくまでも養護老人ホームというのは元気な方が入られる施設というように認識をいたしております。ただ、入られて10年、20年経つ間に様々な病気の症状であったり、または認知症というものも発症されて、そういう方も実際に入所されているという事例はあるわけございまして、今回民営化することによって対象外の方、本来養護老人ホームに入所できる条件に満たない方もいらっしゃるのではなからうかと。そういう方々については行政が運営している間は、そのあたりは寛大な対応の仕方だったのですけれども、民営化になりますと、先ほど申し上げましたように、やはり利益と言えぱおかしいんですけれども、経営が安定しないことには立ち行かないわけございまして、そういう方々に出ていただくと、そのような処置もされるのでしょうかと、こういう懸念・危惧、そもそもそういう認知の方、病的な方が入所する施設ではございますので、その辺りの考え方というのはどうなんでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確かに入所後、10年以上経過して、だんだんお歳を召していかれるとともに、身体的・内面的にそういう要介護の状態にある方も現実にはいらっしゃいます。ただ、その方々を養護老人ホームの基準に合わないのでも出て行ってくださいということとはとても言えないことございまして、そういった関係上、例えば、現状のまま民営化はすることとしますけれども、やはりそこは今の舞鶴園の場合も実際入所している方々のうち、何名かはそういう要介護状態の方もいらっしゃいますので、今後の議決を頂いて、引受先との協議を経て、例えば、定数の55名のうち10名を要支援・要介護者も入所できるような、そういう特定施設ですね、そういったことで介護保険の給付も受けながらしていけば、経営的にも比較的安定していくのではないかと思います。だからそういった複合的な施設の考え方というものも定数と開きがある場合は考えていかなければいけないと思います。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

補足で申し上げます。現在舞鶴園に入所されている方、介護認定者が21名、内訳として要支援1が3名、要支援2が4名、要介護1が12名、要介護2が2名、要介護3以上の重い方はいらっしゃいません。それから従前は養護老人ホームというのは重い人は入れないという施設でしたが、制度が変わった部分ございまして、介護保険のサービスを利用しながら、そこで暮らしていけるというふうに変わっております。

○委員（時任英寛君）

定数の問題につきましては、あと残り二つの養護老人ホームの民営化というのも踏まえまして、しっかりと議論をしていただきたいなとこのように考えます。時代に合った形での対応、部長のほうから特定施設というような考え方というものもあるかと思いますが、要はその民営化することによって、経営破たんには陥らないような対策を講じなければ、またその施設を市が引き取らざるを得ないという状況が出てまいります。したがって現状の措置単価でいきますと、50名以下の単価と50名以上の60名までの単価としますと、53名いても実際の話50名以下の措置単価で計算しますと、はるかな差が出てまいりまして、経営上はマイナス要因が出てくると、このようなことございまして、そ

の点はしっかりと協議をした上で、経営安定のための手立てというものを執行部のほうからも、様々な提案をしていただくように求めたいと思います。

○委員（前川原正人君）

議案第97号の件で質問をさせていただきたいと思います。まず条例定数が55名と。現在49名ということでございますけれども、定員に足りていないと。その中で職員が大体16名程度いらっしゃるわけですが、現在はどのような人たちが勤務をされていらっしゃるのかお示しいただけますか。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

今月の1日現在でお答えします16名います。正職員が4名でございます。内訳は園長1名、事務員1名、管理グループ長と指導員の兼務が1名、栄養士が1名でございます。あと11名につきましては月額額の嘱託職員でございます。残り1名が調理のパート職員でございます。それと嘱託職員11名の内訳といたしましては、介護職員が6名、調理員が4名、看護師が1名でございます。

○委員（前川原正人君）

全体で16名と、そのうち正職員の4名は配置換えということになると思うんですが、意向調査等については行っているのですか、行っているとすれば、その人たちの意見は、やはり先ほどの保育園と同じような形態で進んでいくという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

意向調査につきましては保育園と同様に、まず無記名の希望を取っております。そして協定も結びましたので、今後、この議決を頂きましたら具体的に、その職員の方々にそういういろんな条件等を提示いたしまして、また希望を取ると。そして個別な面談ということになっていくということで、保育園の手順と変わりません。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明の中で、3法人から応募があったということですが、ほかの業者というのは、どこの法人だったのかお示しいただければと思います。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

市内の社会福祉法人でございますけれども、同様の状況を持っているところですが、ただ、採用されなかったということですので、特定はここでは控えさせていただきたいと思います。[「3社とも市内ですか」と言う声あり]

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

3社とも市内でございます。

○委員（前川原正人君）

選考に当たっては、プロポーザル方式ということで選考をなされたわけですが、優位な点というんですかね、点数を付けていって選考していくことになったと思うのですが、どういう特徴というか評価をされたのか、特徴的な部分をお示しいただければと思います。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

審査の方法といたしましては、保育園と同様の手法をとっておりまして、150点満点、一人の委員の方が持ってらっしゃいますけれども、それぞれ50点ずつ、法人審査、その内容としましては、まず50点ですが、その項目としては、指導監査の状況でありますとか、経営基盤、それから職員の処遇、法人の状況、そして市への協力・連携に関する活動等で50点、持ってあります。そして施設審査として50

点ございまして、そこでは施設長の候補者についてですか、相談員の候補者について、そして地域との関わり方とか、敷地の利用等について、要支援、要介護者への対応について、無年金者等への対応について、食事について、健康管理について、そして事故防止等のための取組、緊急時の管理等についてという項目で50点持っております。そして最後にプレゼンテーションの審査というのもございまして、その内容といたしましては、法人の運営理念、高齢者福祉に関する考え方や独自の取組についてという項目、それから職員体制、職員間の協力体制及び職員意見の反映方法、職員の資質向上についての方策、入居者家族との関わり、プライバシーの配慮、そして入居者、家族からの要望への対応というような項目で50点でありまして、全部で150点でございます。それぞれ委員の150点を平均しました点数がその評価ということになります。

○委員（前川原正人君）

今入っている人たちは、既存の施設にそのまますんなりいくと思っておりますが、問題は、今後新しく入所を希望される方たちの募集の方法、今までと変わらないと。そういう認識でよろしいでしょうか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

養護老人ホームは市町村の措置による入所ですので、今までと変わりません。

○委員（松元 深君）

入居者そして家族等への説明等の実施は今後されていくのか又はされたのかお伺いします。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

民営化の譲渡先が選考された時点で入居者の家族には文書にて、選考されましたというようなお知らせをしております。時期は11月10日前後に発送しております。ただ、御家族がいらっしゃらない方もいらっしゃいますので、全員の御家族には発送はできなかったところがございます。あと職員にも同じような内容の文書をお配りして、入居者にも11月中に同じような内容で御説明はしております。

○委員（中村満雄君）

国分舞鶴園の入居者は市内の方と市外の方、どれくらいいらっしゃいますか。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

国分舞鶴園の入居者の内訳は49名中43名の方が市内の出身の方でございまして、あとの6名の方が市外の出身の方でございます。

○委員（中村満雄君）

舞鶴園の入居者というのはインターネットで見られるようになっているが、その数字というのは平成24年4月なんです。非常に古い情報を残しているということで、こういうものは適宜新しい情報に改めるべきだと思いますし、そのことと今後この数というのは舞鶴園の数字というのは無くなるのか。こういうふう公表される数字としてどのようにお考えですか。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

ホームページにつきましてはデータが古くて申し訳ございませんが、毎月の入居者の状況については県の方に報告するようになっておりますので、逐次県へ報告はしているところでございます。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

申し上げているのは、市のホームページでこの舞鶴園の情報は見られなくなるのか、いわゆる公表されなくなるのかということをお伺いしているのです。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

現在のところ、私立の養護老人ホームの案内という形での掲載でございますので、市立から私立になった場合は、当然ホームページから消えるといえますか、そこから離れることになると思います。

○委員（時任英寛君）

確かにそういう論理だと思うんですけども、ただ、申し込み手続きも全部、従来どおり市の窓口を通過していくわけで、それから入所料も市が、基本的には決めていく部分であって、直接その新たな法人に申込みをされるというようなことではなくて、あくまでも民間に移譲はしたけれども、公が関わり合いを持つ施設ということではないのですか。であるならば、どのくらい空いているかとかがどこかで分からないことには申込みもなかなか厳しいのではないかと思います。その辺りの考え方というのを整理していただけますか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

養護老人ホームは市町村からの措置というお話なのですが、現に例えば菱刈のほうの養護老人ホームとか、そういうところにも他市町村にも措置をしている方もたくさんいらっしゃいますので、それと施設を選んで措置という性質のものではないものですから、そこを今後どうしていくかというのは、また部内で検討してまいりたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

養護老人ホームへの入所につきましては、まず簡単に手順から申し上げますと、老人福祉法の第11条によって老人ホームへの入所等については先ほど少し申し上げましたが、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において、養護を受けることが困難な者を市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、または当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託することとなっております。ということは、養護を受けることが困難な者の把握というのは申請ということになります。ですから、そういった養護老人ホームに入所したいという方の申請窓口は当然、長寿・障害福祉課ということになります。そして、それを受けてその方の調査をしまして、霧島市地域包括ケア会議設置要綱というもので、第3条第4項で老人ホームの入所措置等の要否判定に関すること、それを入所判定専門部会というところで審査をして、この方の希望も聞いて第1希望が舞鶴園であったり、長安寮であったりとか、そういったものを勘案して各園の園長にも出席をしてもらっていろいろ判定をしてもらうということで決まっていきます。そういうことでありますので、情報としては養護老人ホームなりの入所はこういうものですよということで案内という形になると思います。それは措置者である市町村のホームページ等で周知しなければならないと思います。ただ、施設の状況についてはほかのまちの民営化された養護老人ホームの事例を取りますと、当該施設を受けられた社会福祉法人のホームページ上に今までの施設と併せて掲載されているようでございます。ですから社会福祉法人のほうには参考までに公立の養護老人ホームの民営化をされた先進の事例においては御自分のホームページにそういった養護老人ホームの掲載をしているということでお繋ぎしたいと思いません。

○委員（時任英寛君）

入所の申込手続等については市のホームページ従来どおり掲載するということでよろしいんですよね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございます。養護老人ホームに入所できる方の要件が老人福祉法に規定されておま

すので、こちらに積極的にどこが空いているので入ってくださいというようなことではなくて、あくまでも申請ということになります。

○委員（中村満雄君）

今は市立の3園があるということで、どこを希望されますかということになるわけですがけれども、今後、例えばこの3園とも民営化されたときに市民の方が、民営化されたところの所在とか、当然社会情勢によって閉園される場所も発生するかもしれませんので、そういったところの情報というのは、今おっしゃいました市の手続きのところに掲載されるのですか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

介護保険のその事業の情報については長寿介護グループにおいて、市内の介護事業所ということで取りまとめて、市民の方からお問い合わせがあったときは、それらの資料を提供をしております。仮に3園とも民営化をされたとなった場合には、やはり同じような形で例えば、始良伊佐圏域であるとか、そのような形の施設の情報というのも市が整理をして、相談があった場合には提供できるような体制を整えることになると思います。

○委員（中村満雄君）

どこが場所とか入所可能とか、そういったことの情報が提供されるということですが、少なくとも今公立の3園の場合には私はここに入りたいとか、そういった希望が通るかどうかはともかくとして聞いていただけるわけですよ。今後この3園が民営化した場合にそれぞれ特色ができるということ、民営化された園の方針とかそういうことがあって、従来公立であれば希望が通ったのに、今後そういったことが全く無視されるとかそういったことは起こり得ませんか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど申し上げましたが、養護老人ホームに限って言えば、地域包括ケア会議の中にあります入所判定専門部会委員で審議されますが、養護老人ホームの代表もそこに加わることになります。そしてその委員については、変わりはありませんので、養護老人ホームが市立であるか民営であるかの違いはありますが、委員について変わりはありません。しかも主になるのは地域包括支援センターであったり、市であったりということになりますので、選定については今までどおり変わらないと考えております。

○委員（前川原正人君）

1点だけ確認しておきたいと思うんですが、今の時点のお話をすると、市内には三つの老人ホームを抱えているわけですね。実際、今後少子高齢化が進んでいって、いくなれば老人の比率のほうが高くなっていくという現象があります。これはもう霧島市だけの問題ではなくて、全国的にそういう傾向にあるわけですが、本来であれば行政というか、公の機関が、公をどこまで公というのかというのはなかなか難しい部分がありますけれども、自治体として、やはり少子高齢化が進む時代の中で、元気な老人が増えていくであろうということもあると思うんですが、そういう方向の下で民営化が進むということにはちょっと異論を感じる部分もありますけれども、県内ではどういう状況なんですか。例えば、以前の資料では結構、民営化への方向性が決まって、次々と公設であったものが民営化にシフトしていくということで報告いただいたのですが、現状としてどういう状況なのですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

県内の状況でございますけれども、今年の4月1日現在で県内の養護老人ホームは39施設ございま

す。そのうち自治体の実施主体であるものは10施設でございます、そのうちの三つが霧島市でございます。平成17年以降に市・町から民間に移譲された施設は12施設という状況でございます。

○委員（前川原正人君）

県内の12施設が公から民になったと理解するが、その辺のノウハウや運営状況は把握していますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

若干古い話になりますけれども、今回の民営化を進めるにあたって、まずは先進地の視察をしようということで平成22年だったと思いますけれども、南九州市に出向きまして、旧颯娃町のえい秀峰園、それから旧知覧町の寿楽園という公立を民営化されたところに行ってみりました。そのときにえい秀峰園はあいにく話を聞けなかったんですけども、旧知覧町の寿楽園を受けていただいた法人と1時間くらい話をすることができまして、非常に順調にいらっていると。入所者からも不平はないということで、移管先の法人がそう申したので当然なんですけれども、やはり民間になった場合には、物品等の契約もかなり有利にできたり、そういった経費面で抑えられて、そういった経費を施設者の福利厚生面とかにまわしていると。それから、今回舞鶴園にも求めているんですけども、地域との交流、そういったものも民間のノウハウを生かしてやっつけていらっしゃる。例えば夏祭りとか、今もやっつけていらっしゃいますけれども、まだ広域的にやっつけていらっしゃるというお話も聞いて非常に評判はいいようございまして。

○委員（中村正人君）

温泉がありますよね。これは移管という形ではどういう形態になりますか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

泉源の管理につきましては教育委員会のほうで行っておりますけれども、今後はその温泉料を頂くというような形になるかと思えます。別途そこは協議をしていくことになりますので、今、金額単価ですか、そういったものについて詰めている作業中でございます。

○委員長（下深迫孝二君）

確認ですが、今後協議をされるということでよろしいわけですね。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

市の内部での教育委員会との協議はしているところですけども、それでまとも次第、事業者に提議するというところで事前にその辺は話をしているところです。

○委員（中村満雄君）

あそこは岩戸温泉とかと近いわけですが、泉源は、いきいき交流センターとこの施設だけに給湯しているのですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

いきいき交流センターと舞鶴園の両方で使用している温泉です。

○委員（中村満雄君）

泉源はどこにあるのですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

いきいき交流センターの敷地内にあります。

○委員（宮本明彦君）

赤字で譲渡をしてしまうということを一歩恐れているのですけれども、決算の内容、支出の決算額、

それと歳入のほうですね、どういう歳入があるのかっていうところを層別して教えてください。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

平成26年度の決算額でございます。まず、舞鶴園そのものの決算額でございます。運営事業ということで、6,466万4,961円でございます。これは決算額でございます。そのほかに人件費が入っています。これは3園の職員分のもので、9,345万5,739円でございます。それと歳入でございます。措置費の関係では、収入済額が1,253万30円です。こちらについては霧島市のほうからは頂いておりませんので、他市町村からの措置費分のみでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

確認ですが、先ほどの人件費については3園でおっしゃったでしょう。3園であれば合わないですよ。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

こちらのほうで舞鶴園分だけ抜いた数字でございます。正職員の人件費でございますが、これが5,869万1,445円ということになります。

○委員（宮本明彦君）

歳出のほうは3園で区分できるということは明らかだと思います。ところが歳入のほうですね、歳入が本当にどこから幾ら入るのかと。これは以前隼人の春光園に行ったときにもお伺いしたと思うんですけども、そこが明確になったら、これが譲渡しても赤字になるかならないかというところのはっきりすると思うんです。ですから、市外からは1,253万円で、今度は市が地方交付税としてなのか、措置費としてなのか、一般財源からも含めたものか、その辺がどれくらい今度は大まかに措置費として移管業者にお渡しできるのかというのをお教え願えますか。

○政策グループ主査（秋丸健一郎君）

現在の収入のお話ですが、以前は市町村率の養護老人ホームについても国庫負担がございました。ところがこれが交付税措置になりまして、実際幾らどうなんだというお話ができないのが現実でございます。それ以外にはもちろん措置者からの負担金もございますが、それらはもともと経済的困窮者が入所されていることが多いので微々たる額になります。実際本来は措置元の市町村がその施設に払う形になります。ですので、山下園長が申しあげました1,200万円等々というのは、ほかの市町村からの分です。それで市からの分ということになりますと、結局市から市への資金移動というような形になるものですから、そこは明確に出てまいりません。ただし、民営化をされた場合は先ほど申しあげたその1,200万円のような形で明確に基準がございまして、それに基づいてお支払をする形になります。募集を掛けた際に参考といたしまして、法人のほうにはお示ししている数字ですが、措置費の収入見込みということで、55名入所の場合で、1億145万6,147円というものを参考価格としてお示ししております。

○委員（宮本明彦君）

そうなりますと平成26年度の実績で6,400万円と5,800万円の人件費を足して1億2,200万円、今の1億145万6,147円だったら2,000万円くらいの差が出る。そこは市のほうとしては、どうお考えの部分がありますか。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

先ほど職員の状況で御説明しましたように正職員が4名ということになってはいますが、昔は、現在

嘱託でお願いしている職員も全て正職員でした。その中でずっと嘱託職員という形で人件費を抑えてきているということでございますので、これが市の職員4名がいなくなったときに、どのような対応になるかという人件費の部分でどういうふうに民間の方が考えるかというふうになってくると思います。

○委員（宮本明彦君）

市も職員の方といたら共済費を含めて大体800万円から900万円と。そういう勘定がありますから、今4名ということですので、最大で3,600万円ですよ。そう考えたら民間にしたらどうなるのかわかるところがおっしゃりたいところですね。単純に言ったら赤字ですよというお話になってしまいうんですけれども、そこはもう指定管理のところを手を挙げられたというところで何とかできますというお話なんでしょうけれども、これは基本的にはもう先ほどお話のあった1億100万円これがやはりマックス、上限ですよという理解でよろしいのでしょうか。

○政策グループ主査（鎌田富美代君）

先ほどお話しました見込みですけれども、こちらには障がい者の加算や夜勤介護加算というものは見込んでおりません。その条件を満たす場合はその加算が付くこととなります。これが社会福祉法人でないと付けられないものもあと一つありまして、職員の処遇加算に当たる民間施設給与等改善費というのがあります。そちらも見込まれる予定です。ただ、算定ができませんでしたので、この金額には含まれておりません。

○委員（宮本明彦君）

今見込めないというお話ですけども、大体のところこれくらいは措置されそうだよというところがあります。これは当然夜勤手当てというのも当然やらねければならないことにはなってくると思いますが、安心材料としてそういうところがどれくらいあるのかというところをお聞かせ願えますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

養護老人ホームの運営に当たっては、非常に限られた措置費収入のみということで、いわゆるペイするかしなないかそこが非常に大きなところでして、そういった中で、いろんな方法、加算という制度を全部使った場合に大体1億1,200万円程度が見込まれる。それでも足りないという状況にはございます。ですので、やはり先ほど申しあげました人件費のまん見直し、それから先進事例で申しあげましたそういう契約関係・物品関係の見直し、そういった努力をやはり今後受けられる予定の法人もそういった試算シミュレーションをきちっとした上で手を挙げられたと思っております。かつ今回のお願いしようとする政典会につきましては御存じのように、自ら軽費老人ホームであったり特別養護老人ホームを経営されたりしておりますので、そういった経営に関する手法、それからたくさんの施設がありますので、効率的にそういった運営もできるのではないかと試算が成り立っているのではないかと思っております。先ほど来申しあげますように現制度における措置費の収入、それから今直営で行っている人件費が正職員4名、その他臨時職員という経営の中では確かに相当な赤字が出ているということでございます。

○委員（宮本明彦君）

市外から措置されている方が先ほど6名で1,200万円ということですよ。今後の話かもしれませんが、春光園にしろ、長安寮にしろ、市外からの措置費、人数割りで単純に割ったらいいかどうか分かりませんが、そういった形で本当に霧島市が措置しているのは幾らだよと、市内・

市外、そんなに金額が変わるものじゃないと考えているんですけども、そうしたら残りの一般財源といったらいいんですか、多くのところから集めたものが幾らくらいというところが増えるのかなという気もするんですけども、養護老人ホームの採算を出す上でいいのかというところを今後はシミュレーションをやっていただけたらなというふうには考えています。

○委員長（下深迫孝二君）

これは要望でいいのですか。[「はい」と言う声あり]

○委員外委員（阿多己清君）

引き受ける法人の側の一員でもあるものですから、ちょっと質疑をしづらい部分もあるんですけども、先ほど来定数の問題が出たんですけども、現在55名で公募の要綱の中には、歳入の基準となる1億幾らかが入っているんですけども、現在55名というのが、ずっと長年されてきている中で、ほとんど満杯になったことがないという状況で、ここ五、六年を見ても49名くらいだと思うんですけども、そういう措置費で運用していくということになるんですけども、そこらの歳入減というのがかなり心配をされるんですけども、そこらはしっかりと対応できるのか、そしてこの措置というのが霧島市のほうでされるわけで、受ける側のほうでいけば、定数を満たすように前々から準備をして、今、慶祥園のほうもされていますけれども、定数を満たすように努力をするんですが、そういう経営努力というのがこの養護老人ホームではできないおそれがあるわけなんですけども、そこらの55名を満たすべき努力は市のほうではしっかりとさせていただけるのか、また、時任委員から定数削減の質疑の部分もありましたけれども、そこらを抱き合わせて今後検討をしていただけるのか、そこらのお話をお聞かせください。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

定数のことについてちょっと御説明をしたいと思います。今、私どものほうが毎月ごとの定数を押さえるときに1日現在で押さえております。これが月の途中で退所とか死亡になった場合は、当然減るわけなんですけれども、入所判定委員会が月に1回申請が挙がっております。契約とは違うものですから、入所判定委員会を経てということですので、1日現在で例えば50名いても、月の途中に入って来たら、52名とか53名とかになる可能性もございますし、逆に1日現在50名いても死亡とか退所とかで定数が減った場合には、月の途中で45名とか46名とか、そういうこともありますので、軽費の老人ホームとか特別養護老人ホームなど契約入ってくるパターンとはちょっと違うのかなということを御説明しておきたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

お尋ねの定数を満たすような市の周知・PR、やはりそういったものは先ほど申し上げましたが、申請の段階で、市にはこういう環境の良い、温泉もある養護老人ホームもありますよというような、そういう紹介はしないといけないのかなと思います。ただ、先ほど申し上げました加算を最大見て、1億1,200万円程度と申し上げましたが、定数の中で実質的に要支援・要介護者の方が20名ほどいらっしゃるということもございましたので、それらの方々につきましては特定施設入居者生活介護という介護保険の給付で行えるサービスもございますので、そこと併せて、やはり経営的・運営的には試算をしていただかないといけないだろうと思います。今後、議決をいただきましたならば、そのシミュレーション等を市も引き受けていただける法人とも十分詰めながら最終的に運営上も安定できるようなやり方でしなければならぬと考えます。

○委員（中村満雄君）

3園全てを民営化するという構想をお持ちなのですが、3園は我々が見に行っても施設の老朽度というのはそれぞれ異なっていて、どこが一番綺麗なのかとか、そういったことがあるのですが、この施設に入りたいといったことがあったときに、どこに振り分けるかというのは市の裁量になるのか、市の裁量ということになると弊害とかも想定されるので、そういったところの公平性とか、そういったものを通して、それぞれが民営化されているということだったら、先ほどの定数割れがないように、それぞれの法人は努力されるでしょうけれども、うがった見方をするけれども、うちに回してほしいとか、そういった点で法人からのプレッシャーとかが起こりうるのではないかと危惧するのですが、その点いかがですか。市がこちらの施設に行きなさいという助言をするのかという点も含めてお願いします。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

あくまでも本人さんの希望でございます。ただ、御家族の状況にもよります。例えば、御家族の方が園の近くにいらっしゃれば、そちらの園を選ばれる可能性もあります。ただ、国分舞鶴園と日当山春光園の場合に限って言えば、日当山春光園を希望されても国分舞鶴園を見ていただいています。といたしますのは、施設の規模と日当山春光園は二人部屋ですので、国分舞鶴園は一人部屋ですので、通常、国分舞鶴園をよっぽどな理由がない限り選ばれているようです。

○委員（中村満雄君）

ちょっと違和感を覚えたのですが、今の答弁の中で御自宅がすぐ近くにあるという方がお入りになるといった、そういったケースというのは、自宅で生活するのが困難というようなことが条件とおっしゃっていましたよね。そこについてお聞かせください。

○国分舞鶴園園長（山下広行君）

自宅がないとか、そういう方もいらっしゃいますが、例えば長期で病院に入院されていて、もう一人では生活が無理だという方も入っていらっしゃいます。例えば、精神的疾患を持っていらっしゃって、病院に20何年入っていらっしゃって、社会復帰ができるというような方々も入ってきております。そうした場合御家族が園の近くにいらっしゃれば、そちらを選ばれるというようなケースもございます。

○委員（宮本明彦君）

先ほどいろいろ措置の件で、お話をしましたけども、今計算をしてみたら、大体割算でいったら、1億200万円くらい市や市外も含めて措置費ということで出しているということですから、最初から市外のほうから出てくる措置費についても、その中で地方交付税と一般財源からというような話がありました。計算上分かりましたので、そこはちょっとお話としてはなかったことにしてください。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第142号についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

民営化の構想の中に入っている3園のことも絡めてになりますが、舞鶴園は築16年ということで、まだ非常に浅い。春光園や長安寮は施設を見た場合には、特に春光園は非常に老朽化している感覚を

持つけれども、そこで民営化するときに同じような方式でやったら、建物は無償で、敷地は有償ということをした場合、公平性という観点から、築30年とか40年のところが無償というのは分かるけれども、築16年しか経っていないものが何でただなのと疑問に思うのですが、先々の春光園や長安寮も民営化するというのを絡めて、なぜ築16年の見てみても、非常に結構な形だと、そこがなぜ無償ということになるのですか。もう一回言いますが、春光園や長安寮を民営化する、そのときの公平性とかそういった観点から舞鶴園を無償にすることに至った理由を聞かせてください。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

まず、国分舞鶴園のほうが無償になったという経緯から御説明させていただきたいと思います。平成25年の時点で1回公募をかけております。その際は、鑑定評価どおりの金額ということで、掛けさせていただいたところですが、その際、1法人からしか応募がなかったということでもございました。そして審査の中で、どうしても全てを借り入れるというようなことで、安定しないということが見えたことから、不調という形になったところです。そしてその際、応募説明会のときに来られた法人の皆様にも、どうしても応募されなかったのかということをお聞きしたところが、どうしても譲渡価格が高くて今後の償還のめどが立たないということから応募しなかったということをお伺いしました。その後、庁内のほうでも研究したわけですが、その際、他市の状況ですとか、そういったものも勉強させていただきました。そして先ほど言いましたけれども、県内の老人ホーム平成17年から結構民営化が進んでいるわけですが、その中で我々がそのアンケートで応えていただいた施設が平成19年以降の分がございまして、七つの自治体で今されているんですが、この中でほとんどが建物は無償、そして土地については評価額というところが、ほとんど示しております。そういったことから、その辺も参考にしまして、その方向で検討したところでございます。ちなみに一番近いところでは、今年4月1日から錦江町というところでされておりますけれども、これが築18年でございまして、それも無償ということになっておりまして、そういったこと等から、先ほどから出ておりますけれども、運営の関係で、どうしてもなかなか措置費であって、利益を生み出さないというような状況の中で、そこで最初に負債という大きなものを先に抱えてしまうとなかなかできないというようなアンケートの内容で聞き取ったところでは、そこがかなり厳しい状況があるというのは、先進事例からもお聞きしているところでございます。そういう形で今回無償という方法をとらせていただいたところです。

○委員（中村満雄君）

春光園は老朽化が極めて顕著ですよ。あれは無償でもいらないと、極端に言いますと、すぐに補修とかそういったことをしないといけない状況であろうかと思うんですよ。天井から雨漏りがすると、そういったことがありまして、もしあそこを民営化することになったとしたらマイナスになると。ということは建物の補修費まで含めてお金を払わないと誰も引き受け手がないとか、そういったことにもなりかねない。だからそういった意味での公平化とか、そういったことを言っているわけですが、少なくとも春光園と長安寮の建物を無償でやるのであれば、舞鶴園は若干の有償とかそういったことで、または舞鶴園を無償で譲渡するのであれば、それこそ春光園や長安寮はマイナスであって、その後手を加えないことには、それこそ引き受け手がないのではないかと、そう思われるのですがいかがですか。

○委員長（下深迫孝二君）

春光園と長安寮については今回の議案ではないので、質疑は控えていただけますか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時10分」

「再開 午後 2時13分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

中村委員からの御質問の国分舞鶴園のことについてお答えします。無償化の大きな理由といたしましては、まずは先ほど議論もしていただきましたが、措置費がやはり養護老人ホームの場合、非常に限られた収入であると。それとやはり支出についても市の今の人件費を加えた支出としましては、赤字になっている状況でございます。この上、建物の有償となりますと1億8,000万円程度の長期借入を法人の経営状況によってはしなければならぬ。そうすると相当の償還が生じるわけでございます。ますます法人の養護老人ホームを引きうけてから経営の大変さが出てくると、そうなりますと入所者の方にも迷惑が掛かってしまうということが予想されますので、そういった理由でまずは無償のほうがいいのではないかと考えました。それから市が持ち続けると、例えば指定管理だけお願いして、施設は市がもとうとなった場合には、当然維持管理費が付いてまいりますので、それも今は築16年という新しい状況でございますが、御存じのように年数が経てば経つほど、鉄筋コンクリート造りであっても相当な維持補修費がかさむと。そういう維持補修費については、市の経営の場合、市の一般財源でなければならぬ。しかし民間になれば大規模な修繕等はそれなりの補助金もございまして、そういった財源の有利性とかも考えまして、建物については無償でいいのではないかと、そういったことで議論をいたしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

議案第142号の件で、無償譲渡をされると。鉄筋コンクリートの平屋の建物、そして倉庫、トイレということで、2,867㎡を無償譲渡と。その理由は先ほどおっしゃるようなことですが、この建物に対する、いわゆる市が造ったときの経費というか、建物を造るときの借金とか、返済とかそういうものは全て完了しているということなのでしょうか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

まことに申し訳ございません。起債のほうは確認しておりませんが、補助金そういったものについては老人ホームとして引き継がれるのであれば、補助金の返納というのは発生しないというのは確認できているところでございます。あとは起債のほうがどうかというのは確認させていただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、次に議案第143号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

道路側にとりか、いきいきふれあいセンターの駐車場寄りの953㎡を残した理由は何ですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

いきいき交流センターの駐車場が狭いということで、教育委員会のほうから少し分けてもらえないのかという相談がございました。そしてこちらといたしましては、民営化に際して、養護老人ホームで必要な部分であればできないわけですが、現在残そうとしていた部分は、最近入居者が高齢化していて、前はあそこで野菜を栽培したりとかをしていたが、最近は活用されていないということで、その部分は使われてないということで、一応控除した形で残したということでございます。今後、それを駐車場として活用するのかどうかということは、今後、これから内部で協議ということになりますが、今のところは需要が行政的な財産としてまだ見込めるというようなことがありましたので、その部分は控除したところであります。

○委員（中村満雄君）

65歳から入居されるということですので、私も見に行きましたが、サツマイモを作っていたり、みかんが生っていたり、心豊かになるなという気持ちは思ったんですけども、ここを引き受ける法人からも、ここは要らないということであったのか、それとも現在の舞鶴園の運営上ここを使っていないからもう切り離そうと、どちらの判断なのか。購入される法人が上乘せになるけれども欲しいとかそういった話はなかったのですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

まず公募も前に分筆しております。そして、公募に掛ける面積はここまでですということで最初から出しておりますので、そして今選定されましたけれども、そちらのほうからその部分が欲しいというなことはまだお伺いしていないところです。

○委員（中村満雄君）

私がこだわっているのは、市の収入になるのだから、ついでに売ってしまったら市のお金になるんじゃないのとか、売れるものはこの際売ってしまうという発想はなかったのですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

確かにそういうこともあろうかと思えますけれども、できれば維持管理の関係からいっても一緒にというようなこともあろうかと思えます。ただ、先ほど来出ていますけれども、できるだけ価格というのを低く抑えたいということから、そこにそういった要望があったというようなことで、その分少しでも、譲渡価格を安く抑えることができるという方向の考え方もございまして、一応そこは考慮した形で公募させていただいたということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明の中で、議案第143号で近傍の地価基準値の2年分の価格変動を考慮して時点修正を行ったという御説明をいただいたんですけども、ということは2年前と今回の近傍の地価基準値を見た時に、どれくらいの開きといたしますか、誤差があったのですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

県の基準値というのは霧島県2という地図番号で示されているところで、住所としましては国分清水四丁目2398-5というところが基準値になっているようでございますが、平成25年7月1日の基準価格が2万3,500円でした。そして1年後の平成26年7月1日で2万2,700円に下がっております。本来なら今年7月1日時点まで考慮すべきところだったんですけども、この時点ではまだ、県の基準値の価格が公表されていなかったというようなことから、土木のほうで使われます九州地区用

地対策連絡会運用申合せというのがございますけれども、そういったときには前年度の変動率を使うというようなことがございまして、それがマイナス3.4%ということになりますので、それを使った形で今回の単価を出しております。

○委員（前川原正人君）

どこかで線を引いて、どこかで基準価格を決めて、この価格だと、そして近傍家賃等を勘案しながら売買をしていくというのがやり方なんですけれども、今の説明の中でありましたとおり平成25年が㎡単価2万3,500円と平成26年度が2万2,700円と、実際、実務上は若干の誤差はありますけれども、県のものに準じてやっているということでしたが、割り崩してみると㎡単価1万5,300円になるわけなんですけれども、これから見た時にやはり近傍家賃から見てもやはり7,400円くらいですか、安いわけですよ。本来であれば、本当の基準値をめどにしなければいけないと思うわけですが、の辺の議論というのはなかったわけですか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

保育園のときにもありましたが、土地鑑定の場合、全体で評価する関係で、当然この基準値は宅地で評価されておりますので、その大きさから割引等があって、最初の単価になっていると思います。ですからそれが基になって、それから同じ率で落としていくという算定方法を取っていますので、基になったのは不動産鑑定ということになります。

○委員（時任英寛君）

先ほどの説明では、今お話がありました残地が952.79㎡とあります。ただ参考資料で頂きました地図には953.35㎡となっております。これは委員長が報告をされるときにどちらの数字が正確を記しているのか、0.56㎡違っているのですけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

登記完了の完了証から土地は953.35㎡でございます。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時31分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。あとでしっかりとした資料を提出していただくということと、部長のほうから本会議で訂正をされるということによろしいですね。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかに議案第143号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第143号に対する質疑を終わります。これで議案第97号、議案第142号及び議案第143号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時32分」

「再開 午後 2時35分」

○健康増進課長(林 康治君)

議案第134号の「指定管理者の指定について」につきまして御説明いたします。当議案は、霧島市立医師会医療センターの指定管理に関するものでございます。霧島市立医師会医療センターは国立病院・療養所の再編成に伴い、平成12年7月に合併前の旧隼人町が国から譲渡を受け、管理運営を当時の始良郡医師会に委託する公設民営型病院として発足いたしました。合併後、本市におきましても、平成18年4月1日から引き続き、同医師会を指定管理者として指定し、今日まで、始良伊佐保健医療圏の中核病院としての役割、地域医療支援病院としての役割、救急医療を担う役割、感染症及び災害発生時の拠点病院としての役割など、公的病院としての役割を十分に果たしております。また、経営状況につきましても、平成13年度以降、黒字経営を続けており、特に、平成22年1月の脳神経外科の開設や平成22年3月の電子カルテの運用開始、平成23年9月の中央手術棟の完成などにより、収益は増加傾向にあり、安定した経営が図られております。以上のことから、引き続き、始良地区医師会を指定することにより、これまで蓄積した管理・運営技術や専門的技術などの経営資源を活用し、効果的かつ効率的な管理運営を行おうとするものであります。また、指定の期間については、「医療」という特殊で専門性が極めて高いサービスの提供であることや、中長期的視点に立った安定的健全経営の確保を図る必要があることから10年間とさせていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(下深迫孝二君)

ただいま執行部の説明が終わりました。議案内容についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(中村満雄君)

一般質問でも申しましたが、契約内容ですね。医師会の医師の確保とかそういったことで様々な問題があって、小児科医の確保とかそういったことで、お一人は確保のめどがたったということでしたが、そもそも医療体制の確率といいますか、医師の確保とか職員の確保といったものは、どちらに責任がなるのでしょうか。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

本会議場における中村議員の御質問の中で私が明確にどちらに責任があるということは申し上げませんでしたけれども、一般的にはほかの指定管理者のところを見た場合に、例えば温泉センター等は、社会福祉協議会にお願いしております。その社会福祉協議会の職員ということになりますと、当然社会福祉協議会の責任において雇用等はしなければならぬと思っております。それを医療センターに置きかえてみますと、そのまま医師会が指定管理者でありますから、医師の確保は当然、指定管理者の責任、医師会の責任においてするというになります。しかしながら医療を提供するという場でございますので、設置者としても市としても、その責任の一端は担わないといけません。その基本になるのが医療センターの設置管理条例の第3条に病院事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。第2項において診療科目は次のとおりとするとして13科目掲げてございます。それを受けまして、医療センターの管理運営に関する基本協定、指定管理者との協定書におきましては、第4条において、乙、つまりは医師会は管理業務を行うに当たり、この基本協定、医療センターの管理運営に関する年度協定、設置条例、同施行規則及び関係法令等に定める事項を遵守しなければならない。合わせまして、協定書の第12条で、先ほど申し上げました設置条例の第3条第2項に規定する診療科及び同条3項に規定する病床に係る、いわゆる254床ですが、

医療機能を提供しなければならないということで、ならない規定を付けております。そういったことからこうこういったことを総合的に考えますと医師の確保につながってくるということでもあります。

○委員（中村満雄君）

私も市の責任というのを問うたことがありまして、そういった観点でどのような契約になっているのかなとか、そこが非常に気がかりで、一義的には医師会の責任であるということで、そこに市の協力が必要であるということは当然のことですけれども、ぜひとも契約に基づく責任があるのだよということだけは今回交渉されるに当たってはぜひ向こうに要求すべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおりです。小児科の再開に向けて一般質問でもお答えいたしました。まずは医師の確保ということを医師会と医療センターとが非常に連携しまして、かつては市長も鹿児島大学の医局に伺ったり、東京ふるさと会等で医師の知人とかおられましたら、ぜひということで一生懸命努力をしていたんですけれども、今回については先ほど中村満雄議員からございました一義的な責任ということでも医師会と医療センターが尽力されて、医師の確保がほぼ確実に上がったということでございます。

○委員（中村満雄君）

1 か月か2 か月前でしたか、医師会の患者がトイレで転倒して裁判になりましたよね。責任は医師会の医師の責任だと思いますが、市のほうの責任は問われることはないのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確かに御指摘のとおり現在訴訟があります。その一番の原告側の主張といたしましては、医療センターの設置者である霧島市が指定管理者に対して雇用者責任があるということで、市と医師会とが共同の被告として訴えられたわけでございますけれども、この前の新聞でもございました第1 審の判決では、設置者である市においては指定管理者の労働の状況までには責任は及ばないということで、過去の判例を踏襲していらっしゃるようでございますので、今回の訴訟においては、もう第2 審、高等裁判所宮崎支部においては、始良地区医師会のみが被告となっているようでございます。ただ始良地区医師会も控訴をしているという情報は入っているところです。

○委員（中村満雄君）

あのような不手際があったということで、もし万が一市の責任が問われるようなことになれば、医師会を指定管理者に選んだ霧島市の責任ということにもなるわけですので、裁判の動向は見守りたいと思いますが、その辺もしっかりと対応をお願いしますということと、もう1 点、契約上のことですが、医師会病院はあそこの施設を使って、医師会独自の事業というものは可能なかどうか、いかがでしょうか。具体的に言いますと、例えば子育て中の看護師のお子さんを預かるとか、子育て支援とかそういったことを念頭に置いてですが、院内保育園とかそういったものを開設している医療機関があるわけですが、そういった事業の展開ということは医師会医療センターで実施可能なかどうか。

○健康増進課長（林 康治君）

現在医師会医療センターの職員の児童を対象といたしまして保育施設を設置しております。

○委員（中村満雄君）

事業ということで、ということは今医師会医療センターにお勤めになっていらっしゃる看護師を対象にしての院内の設備だけではなくて、ほかを含めての事業展開が可能かということ伺っているんで

すが。

○委員長（下深迫孝二君）

午後3時から陳情第8号について陳述人に出席要請をしておりますので、申し訳ないのですが、ここで休憩に入ります。健康増進課の方々には陳情が終わったあとに再度入っていただくこととなりますのでよろしくお願ひします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時47分」

「再 開 午後 3時00分」

○陳述人（小倉靖彦君）

大変お忙しいところ私どものために時間をつくっていただきましてありがとうございます。私は、霧島市社会保障推進協議会、略称、市の社保協というふうに名乗っておりますけれども、霧島市民の医療、福祉、介護等々の問題について市民の暮らしなり、健康がより良くなるためのいろいろな学習だとか運動を積み上げて活動をしているところです。つい先日も市の保険年金課長にも御参加いただきましたけれども、地域医療を考えるシンポジウムというのを開催しまして、地域医療構想が出されて、これからの地域の医療制度なり、医療体制はどうなるかということと併せて国保問題の学習もさせていただいたところです。今日陳情させていただいておりますのは、この間、私どもの運動もあって2010年度から国保税の引下げを実施していただいておりますけれども、毎年こういう形で継続をお願いする陳情をさせていただいております。国民健康保険税というのは言うまでもございませんけれども、特に日本は国民皆保険制度ということで、誰もが健康保険に加入していて、保険証1枚あれば、いつでもどこでもどこの医療機関にもかかれてれて治療、医療を受けることができるという、非常に世界にすぐれた制度だと思いますけれども、特に国民健康保険というのは、今、後期高齢者医療制度も導入されて、若干様変わりしているところがあるかもしれませんが、大半の方が一度は通る保険制度ということになる。現役で働いている間は、社会保険だった方も職場を離れるとほとんどの方が国民健康保険に加入される、75歳からは、後期高齢者医療制度ということになっているわけですが、ほとんどの方は加入されるわけですが、それまでの社会保険に比べると当然事業主が負担していた分も個人負担となりまして、国民健康保険に移り変わった時は、非常に負担を感じるものです。何年か前に、今日出席していますけど、八ヶ代さんも陳情審査の時にこの場で御意見を申し上げたことあると思いますが、数倍に当然負担が増えたりということも大変で、なおかつ霧島市がちょうど2007年に1市6町の合併に伴って国民健康保険税が一気に跳ね上がってしまいました。やはりこれを何とかしてほしいという市民の、私どものお願ひで署名を1万筆あまり集めて、2010年度から引下げが実施されることになりました。当初、導入の段階では3年をめどにということで、それ以降は、書面の数は少し減っていますけども、毎年署名に取り組んで議会に陳情させていただいて、引下げを継続させていただいているというところです。引下げになって、それでもまだ今、皆さんはよく御存じと思いますが、霧島市の国民健康保険税は同じ市のレベルでいっても高い水準をまだ持っております。本来ですと、もっともっと引下げてほしいというのをございます。まずは何よりも今のこの生活も厳しい中で、引下げの継続は何としても実施していただきたいというのが、今回の陳情の最大の趣旨でございます。確かに市の財政の負担は当然一般会計からの繰入れによって補填されているかと思ひますけれども、ぜひ、市民の健康を守るという立場から継続を進めていただくというのと、私

私たちは少しでも安い保険料にしていいただければ、それだけ納付率も高めることができるだろうし、なおかつ、たくさんの方が国民健康保険に入れば、早期治療といえますか、安心して病院にかかれるわけですね、保険証がなければ10割負担ということで、やはり病院にかかる敷居が非常に高くなって、二の足、三の足踏んで、結局、重症化してから病院にかかるという悪循環に陥ってしまうということもあって、ぜひ保険料も少しでも安くて、たくさん人が負担できる額にというのは、併せて考えていただきたい論調の一つかなというふうに思っております。繰り返しますが、ぜひ、今の国保税を少なくとも現状維持、引下げを継続していただくことに御理解をいただいて、私どもの陳情を採択していただけたらというふうに思っております。最初簡単でございますが陳情の趣旨ということで、以上で終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。陳述内容についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（時任英寛君）

先ほどの御説明の中で、本年度も地域医療シンポジウムを開催されたと、今後の医療の在り方について、様々な議論もされていらっしゃる、このように考えるところでございますが、まずは保険税を抑えていくという中で、やはり医療費の高騰というのがございます、そのシンポジウム等の中で診療単価・薬価単価、この見直しというものについて、当然ここが下がってくれば負担分が軽減される、とあるんですけれども、貴団体におかれましてそのような議論というのございましたら御紹介いただきたいと思っております。

○陳述人（小倉靖彦君）

私は生協病院に勤めて事務をしているんですが、直接は医療費の請求事務とか担当したことがないので、余り詳しいことは申し上げられませんが、残念ながら今日は会長の原口先生も診療に携わっておられまして、正確で細かい回答ができないんですけれども、今、時任先生がおっしゃったように当然のことながら一人当たりにかかる医療費のことをどう抑えるかという問題も必要なわけで、先ほど申し上げたとおり、一つはやはり早期治療といえますか、いわば軽微なうちに病院にかかっていたかというのがまず一番大きなポイントではないかなと私たちは考えています。その一つの条件として保険証をみんなが持っている、と、実際御承知のとおり、今、国民健康保険に加入していない方もほとんど把握されていない状態なんです。やはり無保険という人達もたくさんいらして、国分生協病院が今年の春から無料定額診療というのを始めておりまして、一定の条件を満たせば医療費を本人負担ゼロでとか、何割か2割とか3割とやってござりますが、それでも無保険の方を念頭に置いた取組です。それでも実際は、3月から始まって、今まで適用された方の数というのはまだまだ一桁です。それでもやっぱり病院とか医療機関なかなかかかりにくいという現状でないかなと思うんです。ですから保険料が下がって、なおかつ言われるように窓口負担だとか、それから医療単価が下がるためには、保険料の収入を増やしていただき、そのためには少しでもたくさんの方が払えるような状況にしていいただくのが前提の一つになるかと思っておりますし、そうすることによって、早期治療が可能になって、医療費が抑えられると、いわゆる好循環に転換できるのではないかなと、ごく誰でも考え付くようなことかもしれませんが、私どもはそういうふうに考えているところです。

○委員（時任英寛君）

今、お話を伺いまして、確かに予防というのが非常に重要な部分でございます。市におき

ましても様々な健康教室的なものに取り組んできてはおりますが、目に見えてその成果・効果というのは、まだまだ見えてこない。やはり長いスパンで見えていかざるを得ない状況かと思えます。国におきまして、今その診療単価、それから薬価単価の見直し、上げるのか下げるのか、現状維持でいくのかということで、協議をされているようでございます。医師会との兼ね合いがございますので、最終的にどういう決着がつくかというのは、まだ私どもでは把握できないところでございますが、いずれにいたしましても、平成26年の国保の決算を見てみますと153億円の国保特別会計の決算額でございます。平成27年度の国保特別会計の予算が573億円、1年で20億円の決算と予算の関係でございますので必ずしも比較できるものでございませぬけれども、1年間で20億円の伸びを示しているというようにございまして、わずか対象者3万数千人の対象者でこのくらいの医療費の伸びを示している、当然今後の運営につきましては厳しい状況があると、平成26年度決算におきましても赤字が出ておりまして、2億7,000万円程度、これは一般会計から補填はいたしておりません。繰上充用ということで平成27年分の国保税を前倒しで使っているということで、当然のごとく本年度はまた赤字が出てくると、医療費の給付が少なければ、その部分は収められると思うんですけども、なかなかそういう具合にはいかないということで、それで皆様方の団体のほうからこういう陳情を挙げていただいているんですけども、医師会の先生方の総体的な考え方というのは把握はされていらっしゃいませんか。

○陳述人（小倉靖彦君）

それこそ医師会としての話というのはつかんでおりませぬけれども、私ども今回もそうですが、この署名を集めるに当たっては、市内の全ての医療機関に署名用紙と趣旨説明書を付けて御協力をお願いをしております。約12くらいの医療機関からは署名をし、患者さんとか職員の皆さんに書いていただいた署名用紙が返ってきているのが正直なところです。ですから実際は100以上の医療機関と介護施設に発送しておりますので、1割程度ということになるので、どれくらい同じように共感していただいているかどうか、その数字も一つの参考かと思えますが、この間の地域医療シンポジウムには、医師会の会長の佐藤先生もシンポリストとして参加いただきましたし、今、時任先生おっしゃるように薬価の関係で薬剤師会の会長さんも参加していただいて、そこに出された主な論点はやっぱり地域住民と医療機関なり、薬局なりがいかに意思疎通を図って、協力して、早期対処だとか含めてやるかというあたりが大きなポイントではないかなという話になったと思えますが、医師会の会長さんもそうですし、やはり常に地域住民の健康を守るために地元では何ができるかという視点で考えていただいているので、基本的な趣旨は御賛同いただいているというふうに考えているところです。ちょっと回答になりませぬけれども、以上です。

○委員（時任英寛君）

医師会の先生方の御意見というものを御参考までにお聴きをしたいということでございました。先ほどお話されましたように、やはり予防医学というのが非常に重要な部分を占めてまいります。この国保税を下げるという発想ではなくて、予防医学によって、医療費を抑制するという、そういう共通、統一した見解に医師会の先生方が立っていただくということが、この医療費の高騰を抑制し、保険税を低く抑えられる一つの要因にはなるか。このような考え方で今質問させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。今後の考え方としましては、皆様方も御案内のとおり今後運営主体が都道府県に移行されてまいります。それに伴いまして国保の会計を安定させるがため

に国が全国規模で1,700億円程度の予算を持ちまして、各自治体に配分をいたしております。当初、皆様方から昨年、この陳情書が出て、その後、不採択をしたんですけれども、国の状況が変わりまして継続というような状況になりましたものですから、来年度もこのような事業が継続できるかというのを具体的には執行部ともやり取りはいたしておりませんが、そういう形で今後の運営主体の団体の経営健全化というものに国も取り組んできたというのは事実でございます、そういう観点から考えますと、皆様方のこういう運動はございます。これは全国規模で展開をされていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○陳述人（小倉靖彦君）

この社会保障推進協議会と申しますのは、日本社会保障推進協議会というのがございまして、これは1950年代からスタートしている団体で、もともとは労働組合だとかを中心母体とした団体ですけれども、今は医療関係団体だとか福祉団体を含めて、多くの団体が加盟して運用されている中央社保協というのがございます。そこは当然のことながら国保税問題については国保税を引下げて負担能力に応じた負担額にしてということだとか、診療報酬の問題だとかを含めた運動を様々な形で行うと。鹿児島県内にも鹿児島県社保協というのがございまして、私ども上部というわけではないんですが、同じように県内の様々な社会保障、福祉関係の問題を取り上げた運動を展開しているところです。こう言い方をすると手前味噌ですけれども、地方自治体に対する運動をやっている県内でいうと、この霧島市の社保協の運動だけでして、そういう意味でいうと、議員の皆様方の御理解で、残念ながら去年は不採択から国の状況の変化で引下げが継続されることになったんですけれども、私どもは時任先生がおっしゃるように、少しでも、どうやったら一緒に解決できる問題かという意味で、市民の参加だとか、市民の声をなるべく集めて、議会にもお届けして、みんなで改善して、改革できるような状況をつくっていききたいというふうに、今後も進めていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思ひます。陳情第8号で国保税の引下げの継続をしていただきたいということなんですけれども、先ほどおっしゃるように国保の特徴として、大きく分けて、年齢構成が高くて、年を取ることで医療の水準が高くなっていくと。そして今、それこそ年金も下がっていき、物価も上がり、生活が苦しくなっていくと、所得の水準が低くなると。三つ目には国保税、税金の負担感というのはやはり大きくて、やはり高いと。そのことで税の収納率が悪いという大きなそういう特徴的な部分があるわけなんですけれども、私個人的にはやはり調べてみますと、昭和41年4月から昭和59年9月、医療費のいわゆる保険給付費に係る国庫負担というのは大体53%と。これが昭和59年10月から平成17年3月までを見ると約40%、これが今度はまた平成24年4月から32%ということで、国庫補助率が年々下がってきたという、その部分が一番の根幹であろうと。しかし被保険者は今のところ自治体ですので、加入をされている国保の世帯の人達への二つのしわ寄せが国保税という形できているわけですが、一番の大元っていうのはやはり国庫補助を元に戻していくっていう以前の水準まで引き上げていくっていうことが一番肝心の部分なのかなという認識を持っているんですが、その辺についていかがなんでしょうか。

○陳述人（八ヶ代亘君）

よそから帰ってくると、本当にいろんなことで、どうしても比較して見てしまうんです。議会の在

り方もそうですけれども、市民の声がどれだけ議会に反映されているかというね、そういった問題について、私は名古屋ですけれども、どうしても名古屋の議会を見て比較しちゃうんです。傍聴の問題でもそうですけれども名古屋市議会なんか常に満席で、議案によってはロビーに溢れ返るくらい市民が詰めかけるんですけれども、それくらい市民の意識も高いところで、ここへ帰ってくるとやはり鹿児島は保守なんだ、保守王国なんだということで、南日本新聞の人と2人だけの傍聴が多いんですけれども、民度というか、そういったものもあろうかと思いますが、やはりこの問題はもう何回もここで議論されて、大分議論は尽くされていると思うんですけれども、根源的なことを今、前川原議員さんが言われましたけれども、国が50%近いものが今現在でも25%ぐらいの国庫の補助になっているわけですよね、そこに一番の大きな根源があると思いますけれども、これを戻させるという点で各自治体も悲鳴上げているし、市民も悲鳴上げて、国に対する要請活動というのは自治体も一生懸命やっているし、議会の議員さんたちも一生懸命、厚生労働省に要請しているというそういった運動は全国的に展開されていると思うんですよね。この霧島市議会はそういう取組をされた経緯があるのかどうかということ、ちょっとその辺も後であつたら答えていただきたいと思います。私はつい最近、名古屋へ行く機会があつて、たまたまこういうチラシが入っておりました。日進の国保のもんですけど、このチラシを見たんですけれども、ここは霧島市より安いんですよね、200万円ぐらいで、霧島市は4人世帯でだいたい40万円近いんですけれども、日進は15万8,400円、負担割合でいくと7.92%、議員さん達は600万円ぐらいの所得がありますか、どうですか、そうするとここでは39万8,400円、6.64%なんです。こういう県内の比較も社保協は何回も出してきましたけれども、鹿児島県内でも今でも3番目か4番目ぐらいで高いほうですよね、だからそういった点で今、国の国庫を増やすことと、一般会計からかなり繰り入れているんですよね、そういったことで、本当に住民の命を守るということで、この間、朝日新聞で特集が出まして、読まれましたか、沢口村の村長さんが住民の命を守るのが政治で一番大事なことだと、私はそのために命を掲げるということで、ここは乳児医療が死亡のトップだったんですよね、それをゼロにした、0歳時の医療とか65歳以上の医療費を無料にするとか、そういう取組みが昭和35年から行われてきたんですよね、だからやはり地方自治の一番大事な仕事というのは、こういう政治姿勢かなというふうに思いますけれども、そういった点でも、今本当にこの国の生活は大変ですよ、年金はどんどん下がっているし、それから消費税も上がるわけでしょう、だからこういった中で40万円近い18%、20%というのは本当に負担が大きくて、普通の税金はだいたい4%かそこらですよね、住民税にしても所得税にしても、だから購買力という点でも地域経済においても、本当に大きな問題で、貧困化の原因になっているんじゃないかと、そういうふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

今、名古屋の例とか、その沢内村の例をお示しを頂いたんですが、2013年度、今から約2年前、霧島市は1億700万円、一般会計から繰入れを法定外繰入れということをやっていたんですが、これも当時の2003年度の実状で見ると鹿児島市が21億4,500万円です。そして薩摩川内市が2億5,000万円、そして鹿屋市が3億6,300万円、指宿市が2億5,000万円、奄美市が2億5,000万円、曾於市が2億円、伊佐市が1億800万円ということで、それがその財政力とか財政規模とか国保加入とかいうのも、それぞれ若干は違うと思うんですけれども、やはり私個人としては、財政県下19市あるうちの3番目に大きい自治体なわけで、やはり一般会計からの繰入れというのは市民の暮らしを守る、医療を守る、福祉を守るという点からいけば、まだ1億700万円じゃなくて、それこそ3億円くらいでも十分効

果が出てくるし、何よりも市民の福祉と暮らしを守るという点では大いに進めていかなければならないという認識を持っているんですけれども、ここで幾らがいいんですかというのはおかしい話になりますので、やはり住民の暮らしを守っていくという、そういう視点での一般会計からの法定外繰入れというのは大いに進めるべきだという認識で一致を思うんですが、そういう見解といたしますか、認識でよろしいでしょうか。

○陳述人（小倉靖彦君）

今、前川原議員がおっしゃったとおり、八ヶ代さんも補足していただきましたけれども、実際の役割として、最大限、住民の役に立つというか、市民の暮らしとか健康を守っていくというのが最大の務めではないかなと私どもは考えておりますし、そのために当然のことながら一般会計の一般財政の中からどれだけ市民の暮らしだとか健康のために使うかということは、今、前川原議員がおっしゃったとおり私どもも同じように考えておりますし、具体的な数字は申し上げませんが、今、紹介していただいたとおり県内でもそれぞれの自治体によって繰入額が幅があるんですよね、そのあたりは勘案していただいて、適正化基金ということで補填されて、国からの補助金が大部分補填に回っているんだと思うんですけれども、やはり議会として、市として一般会計から市民の3万数千人という対象ということでございますけれども、そこが市民に対する思いが表現される対象ではないかなと思いますので、一般会計から繰入れについても前向きな検討をしていただけたらというふうに考えているところです。以上です。

○陳述人（伊藤レイ子君）

いつもお世話になります。私、すごく気になっていることがあります。意外に働き盛りの人たちで、非正規がすごく増えていて、会社の社会保険に加入していないという人たちが、いっぱい今増えているんですけれど、その中で保険証を持っていないという人が意外に周りにいらっしゃるんですね、いつ病気になるか分からないのに高い保険料は払えないというふうに返事をされるんですけれども、周りの方で、50代の方で膵臓癌になって保険証が無いということで、膵臓癌の手遅れなんですけれども、そうなると病院のほうに痛くなったから救急車で運ばれたというんです。その方は生活保護に移行していくとは思いますが、そういうふうに考えると、先ほどの国庫補助の問題で、国庫補助を上げてもらったほうが生活保護に移行するよりは税金は少ないんじゃないかというふうに思っているんですけれど、霧島市もどのくらい無保険者がいらっしゃるかというのは把握はされていないようなんです。複雑な保険の形で把握がし切れないというのもあるんですけれども、だから、まだ生活保護に移行できる人はまだいいほうで、例えば、たまたま古い家があったということで、生活保護にも移行できないという人たちも中にいらっしゃいまして、だから本当に日本は皆保険と言いながら、この皆保険が守られているんだろうかと思うときがあるんですけれども、特に今、非正規が、バブルの頃はほとんどの方が働いていたら社会保険でしたので、保険がないという人は余りいらっしゃらなかったんですが、今、本当に増えているんじゃないかと思って、そこらへんのセーフティーネットみたいなものを、市民であるということですので、日本国民であるということですし市民であるということですので、そこら辺をちょっと対策としては考えてもらえないのかなと、ずっと私は気になっていたもんですから。

○委員（下深迫孝二君）

これは確か、本人が届け出制になっているというふうに聞いておりますので、本人が窓口に来られ

ないと、例えば社会保険に入っておられた方が止められて、国保の手続きをされないといけないといったような話も聞きます。そしてまた逆に国保の人が勤め出して社会保険になったときも放置しておけば、両方から請求がきているということも何回か相談を受けたことがありますので、これはあくまでも本人の届け出制ということになるかと思えます。

○陳述人（八ヶ代亘君）

先日、議会を傍聴して、基金、溜め込みのお金ですよ、あれが212億円ということで、びっくりしたんですけども、自治体は営利企業ではないですよ、そのお金も元をたどれば、市民の税金であったり、国が払う国庫も元を正せば国民の税金ですよ、それを国民のために使うとか、市民のためにもっと使うとか、なんかそんなに貯めて、また庁舎でも建て替えるのかなとか、また箱物を何か造るのかなとかって考えたりするんですけども、やはりこれだけ市民の命や暮らしの問題が深刻になっているときに、やはり市としての重点をそこに置くべきではないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

この場は陳情に対して我々が質疑をする側でございますので、今その基金とか何とかというのは。

○陳述人（八ヶ代亘君）

それはちょっと考えておいてください。この間議会を傍聴してびっくりしましたので、それを感じました。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号の陳述内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時33分」

「再開 午後 3時34分」

○委員長（下深迫孝二君）

それでは休憩全に引き続き会議を開きます。先ほど議案第134号指定管理者の指定について執行部からの説明を求めたところですが途中で休憩を取りましたので、引き続き議案に対する質疑を続けます。質疑はありませんか。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

先ほどの面積の件で、議案第143号の説明の中で控除面積を952.79㎡というふうにしておりましたけれども、そのところを先ほど申しました面積にさせていただきたいと思えます。そして当初の売却面積9,729.64㎡は変わりません。そして売却面積を8,776.85㎡としたのも変わりません。その差引きした数字が先ほどの数字になってしまうんですけども、ただ実際の数字は御指摘いただいた面積でございました。その理由としまして説明させていただきますと、民営化のための一連の分・合筆を行った際に、国土調査による登記簿面積と実際の測量した面積にずれが生じまして、単純に差引きができなくなった関係で、先ほどの最初申しました952.79㎡は間違いであったということで、前の数字、後ろの数字が合っていますので、そこにその差という数字を持ってきますとちょっとおかしくなっ

しまいますので、その面積は残すこととした部分をという形で、数字を出さない形で御了承いただきたいと思ひます。そういうふうには訂正させていただきますと思ひます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど申し上げましたが同様に宮内議員の本会議場での御質疑に私が「最初の当初売却予定面積9,729,64㎡から引き続き公有地として残すこととした952,79㎡を控除し」という部分を「当初の売却予定面積9,729,64㎡から引き続き公有地として残すこととした部分を分離し、数字を言わないで売却面積を議案のとおり8,776.85㎡」という形で訂正させていただきますと思ひます。議長にも御相談申し上げてさせていただきます。

○健康増進課長（林 康治君）

先ほどの中村満雄委員からの御質問で医療センターの医療センター内に設置している保育所の件につきましてですが、これにつきましては病院直営の無認可保育所でございます、現在は病院に勤務しております看護師などの職員のみを対象として保育を行っており、夜間保育も行っている状況であります。もしこの保育所でほかの病院に勤務されている看護師さんなどのお子様を預かることができれば非常に喜ばれることと思っております。従いまして、この病院の保育所で預かれないか、その件につきまして、今後検討したいと考えているところであります、現在、国のほうで企業や病院が従業員のために設置する事業所内保育所に関し認可外のままでも一定の条件で運営費の補助を受けられる制度を来年度にも設ける方針を固めておりますので、今度、具体的なことがまた分かってくると思ひますので、今後は国の情報をもとにそれも併せて検討したいと考えております。

○委員（中村満雄君）

先般、健康増進課に確認しましたときに現在の医師会医療センターの院内保育というのは、夜間保育と土日保育をやっているよとの訴えがあつて、そのことを健康増進課に確認しましたら、「やっていないよ」というお返事だったんですが、今、結果として夜間保育と土日保育をやっているというふうなことでいいんですか。

○健康増進課長（林 康治君）

こちらが医師会医療センターに確認したところでは、時間は夜間のほうは開設しております、通常は8時半から17時、18時から翌9時ということです。あと保育時間が24時間ということで医師会医療センターのほうから情報を得ております。また、この保育所につきましては土・日・祝日に関わりなく1年間を通して保育を行っております。休園日はございません。24時間、365日開園している状況です。

○委員（中村満雄君）

中核的な地域医療の拠点ということで、この辺にあるたくさんの医療施設があるわけですが、そこにお勤めの看護師さんのお子様の保育といったことに関して、そういった事業を医師会で事業展開できないかということに関しては今後検討するという姿勢ということで理解よろしいですか。

○健康増進課長（林 康治君）

先ほども申し上げましたように、国の制度も変わりつつありますので、その件も併せて事業のほうもできないか検討したいと考えております。

○委員（中村満雄君）

子育て支援ということで非常に重要な問題であると。それと看護師さんということで、現状の勤務

状況でお子様を保育園に預けてらっしゃる保護者の方は大変だということは理解するんですが、なおかつ医療現場にいらっしゃる方は極端にいますと手術中であるとか、いろんなことで受けられないとか、そういったことはあるということは事実ですので、そういった点のサポートとか、それと様々な要望があったわけですけども、病時の保育ですよ、通常の保育園ですと熱を出したらすぐ保護者に対して迎えにおいでとか[「指定管理者の議案ですので、あまり横道にそれないようにしてください」と言う声あり]ぜひともそういったことを踏まえまして地域の中核病院ということで、是非御検討くださることを強く要望しておきます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいまの御質問・御要望につきましてはやはり医療センターの今後の看護師確保、女性医師の確保等から考えましても福利厚生充実ということで非常に重要なことですので、十分勉強させていただいて検討してまいりたいと思います。

○委員（徳田修和君）

この指定管理10年ということですけども平成27年、28年度で地域医療ビジョンが策定されて、霧島市立医師会医療センターの施設整備基本構想というものが今後出来上がっていくと思うんですけども、先ほどの中村満雄委員の言われた、従事者の確保の件もそれに当たってくるのかなと思うんですけど、大規模改修等を行ったり、またその中で指定管理料の変更等も出てくるような、この10年間というのはかなり変動の大きい10年間だと思われるんですけども、その辺の想定であったり、対応策なり検討された経緯がありましたらお示してください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおり今回の指定管理の期間につきましては10年ということでお願いしておりますが、提案理由にもありますように安定的な医療提供、特に病院の指定管理者がころころ変わるとするのは、入院されている患者の皆さん、当然通院の皆さんにも御迷惑をおかけすることにもなりますし、現在の始良地区医師会のいわゆる地域支援病院という役割からも非常に今良好な関係ができておりますので、そういった内面、制度的なことでも10年ということをお願いしているところでありまして、もう一つは今ございました、施設設備の建て替え、そういったものも築30年以上経過をしておりますので、大事なことだと思います。県の地域医療ビジョンを基に、それから公立病院の改革プランというものを作らなければなりません。そういった面から県が策定します地域医療構想は非常に骨になる、背骨になる部分ですので、それに付随した形で建設計画も立てなければなりません。したがって、現在もう既に作っている平成24年、議会にも御報告申し上げました現時点の基本構想に見直しが必要になってくれば、やはりそれに合わせて市も基本構想からやり直さないとならない。引いては、そのことをまた議会にも御報告を申し上げ、それを基に基本計画を作り、基本設計をし、実施設計をしとなりますと、早くても4年半くらいかかるのではないかとということがあります。その途中に東京オリンピックも平成32年10月ということもありまして、今でさえ人的な確保が難しい、それから材料の高騰、そういったものもありますので、非常に今後10年というのは社会情勢を注目しながら進めていかないとないと思っております。

○委員（徳田修和君）

今も言われたとおり、相当先が見えにくいという部分も大きいのかなと思います。そこでやはり今までの実績を考慮してというか、そういう対応にも柔軟に対応ができるということでの指定管理だと

いうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

いわゆる医師確保等の運用の面、それから二つ目には、ただいま申し上げたハード面、施設設備を整備するにはやはり四、五年掛かるということもありまして、安定的な医療の提供それから施設設備の改築等を考えますと、今回お願いしている10年が適切であると考えております。

○委員（前川原正人君）

医師会医療センターの件ですけど、これは以前と協定項目というのはほとんど一緒という理解でよろしいわけですか。できればその協定書を資料として配布いただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか

○保健福祉部長（花堂 誠君）

医療センターの指定管理の協定につきましては、特に個人情報等もございませんので、提供は可能でありますので、また御指導いただければ提供します。

○委員（前川原正人君）

それと説明の中で平成13年度以降黒字経営を続けてきたと。そして平成22年1月の脳神経外科の開設と平成22年3月の電子カルテの導入ということで、それなりの努力をされてきて地域医療をどう守っていくのかという、そういう努力されてきたと思うんですが、今後想定される、いわゆる中の充実というんですかね、機器・器材の充実等は当然老朽化や経年劣化等によって考えていかなければならないというふうに思うんですが、どういう想定をされていらっしゃるのでしょうか。

○市立病院管理G主査（福田智和君）

当然、経年劣化とか耐用年数がきた部分については、当然それは手当をしなければいけないわけですが、問題は言い方は悪いですけど、ドクターの言いなりではなくて、やっぱり行政として大いに協議をしていただいて、例えば医者が変わるごとに「これは駄目だ、これに変えろ」とかですね、それはある程度裁量というのもドクターにもないといけませんけど、その辺の兼ね合いというのかな、あくまでも霧島市が指定管理をお願いしている立場ではありますけれども、その辺のイニシアティブというんですかね、主導権というのはケースバイケースの場合もありましようけれども、その辺についてのその協議の在り方というのはどんなものなのでしょうか。

○委員（前川原正人君）

当然経年劣化とか耐用年数の主導権の協議のあり方は

○市立病院管理G長（住吉謙治君）

医療機器につきましては、病院内の中で選定委員会というのを開いていただいて、その中で上がってきたものについてこちらのほうにきて、市のほうで競争入札なり、場合によっては随契の場合もございまして、そういった手順で行っているところです。

○市立病院管理G主査（福田智和君）

補足になりますが、個人的な要望はないかとかということですけど、医療機器の購入申請は使用責任者が、お医者様がまず行いまして、当然使い慣れた機種のご購入とか、要望することはあることなんですけれども、これは機器に対する習熟度ですね、当然先生が手術等されますので、そういう観点からやむを得ない事情があるというふうに考えております。

○委員（中村満雄君）

黒字経営ということで結構なことですが、以前質問いたしました裁判の件。医師会病院が敗訴した時に賠償金を支払うわけですが、それは医師会病院が支払うんですか。[「それは指定管理の議案の質問とは違うのではないですか」と言う声あり]これは始良地区医師会を指定管理者に選定することが適切かどうかの判断につながると思います。負担はどの団体がするのか、霧島市ではないということは答弁いただいていますけれども、お答えできればお願いします。

○市立病院管理G長（住吉謙治君）

基本協定書の中の第9条というところで、損害の賠償というのがございますけれども、保険契約というのが第11条でございまして、医師会のほうで保険契約を締結するというふうになっておりますので、今の賠償に関するお金というのは、この保険の中で対応していくという形になると思います。

○委員（中村満雄君）

はい分かりました。指定管理者の選定で対象は始良地区医師会だけだったのか、公募とかそういった形を取られたのかを教えてください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

結論から申し上げますと、今回、あるいはその前回から、以前からですけれども医師会医療センターについては公募という形はとっておりません。直接指定による始良地区医師会をお願いしているところです。それは旧隼人町が旧国立療養所霧島病院から引き継いだ流れでございまして、霧島市といたしましても今の医師会とのいわゆる医療行政、あるいは保健衛生行政の貢献度、それから連携、そういった意味からも始良地区医師会が最善であるということで公募はしておりません。

○委員（中村満雄君）

選択の余地はないということですよ。ちょっとよく分かりにくいんですが、そうなるとこうした議案が出てくるという理由は、決まっているんだということで我々はどう判断するのか、どう判断すべきなのか、駄目と言ったら直接指定しているんだから、でもどうしようもないじゃないかということになるんですけれども、部長いかがなんでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的には御提案申し上げているとおり地方自治法の規定によりこの指定管理者につきましては、議会の議決を経て行うということになっております。それは直接であろうが公募であろうが、関係はございませんので指定管理の候補が決まり次第議会の議決をお願いするということに変わりはございません。以前の霧島市の例から言えばある指定管理者が否決されたというのはちょっとお聞きしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

脳外科のお医者さんがお辞めになったのは今年の6月でしたかね、お辞めになったということで、これも医師の確保とかそういったのは始良地区医師会の責任、指定管理者の責任であるということ伺っていますので、この脳外科の先生がお辞めになったのも医師会医療センターの始良地区医師会の責任であって、後任をきちんと確保するのも始良地区医師会の責任という認識でよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど御答弁申し上げましたが、第一義的にはやはり指定管理者である始良地区医師会が確保については責任を負うということになります。ただし、今度退職された脳神経外科の医師につきましては、伺ったところによりますと、都城市のある病院が医師が急にいなくなって、鹿児島大学の医局を通じ

て乞われた形で退職をされたということでありまして、一人欠になったことにつきましては、鹿児島大学医局のほうもやはりそういった関連もありまして、医師会長それから医師会医療センター委員長に対して2名体制を最低でも崩すことはない。さらには今後とも医師の確保に向けては進めていくということで伺っております。

○委員（中村満雄君）

その著名な脳外科の先生がお辞めになった、著名な先生の使いやすい形の手術室とか機器とか、そういった物をお備えになったわけですが、先ほど医療機器の調達に関しては見解を伺いましたけれども、そういった点で、ほかの人にとっては使いづらい機械でなければいいですが、そういった点を踏まえてお医者さんがお辞めになるということはすごく大変なことだと思いますけれども、医師会医療センターとして、そういった損失とか、そういったことは無いようにどうお考えなのか、お考えだけ聞かせてください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

本会議場の一般質問でもお答えいたしましたけれども、脳神経外科のためだけに最先端のナビゲーション付きの手術システムがあるということだけではなくて、そのシステムを変えれば整形外科や外科の手術にも使えるということでお伺いしております。ただ、今、高度な機械、あるいは手術に対応できるためにも辞められた先生の後継者といえますか、その先生が、現在国内研修に3か月ほどお伺いしておりますが、出ていらっしゃいます。その方が帰っていらっしゃいましたら、今よりもより、そういう手術等の機械の使いこなすとか、それは期待できるのではないかと考えております。

○委員（宮本明彦君）

始良地区医師会の正会員の方が315名おられると、医師会といったら病院の先生方の集まりという認識です。結局のところ医師会医療センターですから医師会の方が経営されているのか、それとも医師会が院長先生を任命して病院を運営、経営していただいているのか。その任命権とかについて結局のところ市の関与というのが、どの様な関与になるのか、というところを説明いただけますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的に指定管理者は始良地区医師会でありますけれども、医師会医療センターに勤務する医師・看護師等につきましても始良地区医師会長の任命行為ということになります。ただ、医師の派遣につきましては、医師会だけでは、やはり特に鹿児島大学の医局というところが県内では医師を排出する唯一の機関でございますので、そことの連携とかとなりますと例えば医療センターに来ていらっしゃる鹿児島大学からの派遣、そういった形の繰り返しというのが重要になってきますので、始良地区医師会だけで医師を確保、あるいはこういう医師が足りないのを確保するという事は非常に困難な状態でございます。ただ、医療センターのその医師の任命はそういう形ですが、市としては協定の中で院長の任命に関する事、それからその他管理業務に係る重要な事項に関する事は、医師会が事前に市長に報告するという形で取決めをしております。市の関与する部分はここから見ますと病院長の任命に関する事について報告を受けて関与できると、そこを否定することというのはちょっと難しいかもしれませんが、報告はされるということになっております。

○委員（宮本明彦君）

概要は分かりました。経営権は医師会が持っていて、その医師会が経営者を任命する権利を持っていると、市は報告を受けるだけということですね。そこに対して特に市が反論する云々は、今のところ

ろは想定されていないという理解でよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ちょっと言い方は悪いかもかもしれませんが、指定管理者のそのものは始良地区医師会でございますけれども、実際医療センターを運営し、日々の管理を行なっていくのはやはり医師会の組織といたしますか、そういう医師、看護師、事務の方々になると思います。ただその任命行為はあくまでも医師会の任命行為でございますので、先ほど申し上げましたように市の関与というのは院長が変わる、そういったときの報告、それを協定書に従って報告を受けるという規定だけでございまして、基本的に人事に関する権限は医師会にあると思っております。ただ、医師の確保につきましてはやはり協力をしていって、同じ目標・目的を達成するというところで理解しております。

○委員（時任英寛君）

この医師会医療センターでございますけれども、要は市立病院であるわけでございまして、やはり市の今後医療の政策についての拠点施設としての取り扱いというのも当然されなければならないと認識をいたしております。今回指定管理ということで、施設の運営管理についてこの議案が出されておりますが、今後の市の地域包括ケアシステムの拠点施設であったり、またはかかりつけ医制度のP Rの施設であったり、当然、医師会医療センターということで、市の医療政策についても医師会の先生方にも御協力をいただき、しっかりとこの施設を通じての専念等もある意味、指定管理業務の中に折り込むべきだと認識をするんですけど、市の見解はいかがでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

医療センターは御存じのとおり、地域のかかりつけ医、いわゆる一次医療の支援病院という立場でもございます。そういったことから指定管理の基本協定の第14条では救急医療、小児救急医療、輪番制救急医療、災害時医療というような政策的医療を提供するものとする。また15条では今御指摘があったような地域医療全体の質の向上に向けた役割ということで、例えば医療における安全管理、それから医療倫理に基づく医療の提供、次が、地域医療機関との連携、支援、地域医療全体の質の向上のための取組というふうになっておりますので、その部分で何らかの取組を医療センター自体もしていかなければならないと思っておりますので、そういう御指摘があったことをまた医療センターの意見交換会もありますので伝えていきたいと思っております。

○委員（時任英寛君）

昨年から三者協議というものを始められたわけで、今まで開催されていなかったというのでびっくりしたところでございますけども、今後やはり指定管理を受けたあとでもしっかりとこの三者協議というものを充実をしていくことがさらに医療センターとしての役割というものが拡充されていくと認識をされておりますが、この三者協議は不定期だと思うんですけど、本年度について開催されたかどうかお聞きをいたします。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今年度については、医師会と医療センターと行政の三者の意見交換会というものを平成26年度だったと思うんですが設置いたしまして、平成26年度に1回開催はしたんですけども、平成27年度においてはまだ開催しておりません。ただ、先ほども申し上げました今後策定しなければならない公立病院の改革プラン、そういったことがある程度見えてきた段階では三者のそういう意見交換もしなければならないし、小児科の再開に向けての取組が具体的に煮詰まってくれば、そういう時にも開催して

いかなければならないと。随時開催していかなければならない状況にはあると思っております。

○委員（時任英寛君）

あと一点確認だけさせていただきます。紹介状なしに医療センターにかかれるに方々、特定療養費ですかね、あれが今、1,080円徴収されております。この金額は医療センターで決められるのか、それとも市もそこに特定療養費については関与されるのか、これは病院によってまちまちなんですね、5,000円取られるところもあれば、取っていないところもあります。ここについてどのような認識でいらっしゃるのか、また、今後第二次医療機関としてのこの医療センターですね、ここを医療機関としての指定を受けているわけですので、ここの額の引き上げというのが、実際、その次の指定管理者のときにあるのか、そういう見通しについていかがでしょうか。

○市立病院管理G長（住吉謙治君）

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例というのがあるんですけども、この条例の中の別表、第8条の別表の中でこの被紹介患者初診加算料というような言い方をしておりますけれども、ここで一件につき1,000円ということで消費税合わせますと1,080円となるんですけども、条例事項であるということなので、これが引上げとかという話になってくれば、当然その条例の改正というのにも必要になってくるというのが現状でございます。

○委員（時任英寛君）

ということはこの特定療養費につきましては医療センターの所掌事務がないと。市の管轄であるということで理解すればよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確認の意味で、今お話にあります特定療養費とは初期診療は地域の病院・診療所で、いわゆるかかりつけ医ですね、高度専門的な医療は200床以上の病院で行うという医療機関の機能分担の推進を目的として制定された制度ということであって、それを受けて医療センターで先ほど答弁いたしました、医療センターの設置管理条例の中で規定をしているものと考えておりますので、市が条例等で規定するという御理解いただければと思います。

○委員（中村満雄君）

始良地区医師会と医師会医療センターとの関係で、医療センターにお勤めの医師や看護師、ほかにもいろんな事務員の方もいらっしゃるわけですが、その雇用契約というのは誰と結ぶのですか。医師会医療センターの院長と結ぶのか、医師会医療センターという組織と結ぶのか、始良地区医師会と結ぶのか、いかがなんでしょう。

○市立病院管理G主査（福田智和君）

医師会長と雇用契約を結ぶことになります。

○保健福祉政策課長（徳田 忍君）

起案第142号の舞鶴園の建物の件で建設の財源として起債がどうだったのかというお話でございましたが、起債はございませんでしたという確認をいたしました。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時13分」

「再 開 午後 4時15分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号、霧島市の国保税引き下げの継続を求める陳情書について、執行部から説明をお願いします。

○生活環境部長（小野博生君）

陳情第8号、霧島市の国保税引き下げの継続を求める陳情書につきまして、本市の国民健康保険の概況を御説明申し上げます。本市の国民健康保険につきましては、まず被保険者の状況は、加入世帯及び加入者数状況は年々減少傾向にある中で、60歳以上の方々が全体の51.94%を占めるなど被保険者の高齢化が進んでいる状況です。また医療費の状況については高齢化が進につれて、保険給付費など国保特会において支払わなければならない経費は年々増加している状況にあります。このような状況において、本市の平成26年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入合計150億4,279万2,242円、歳出合計153億1,488万2,596円で、2億7,209万354円の赤字となり、当該事業に係る基金残高もほとんどないことから、地方自治法施行令第166条の2の規定による平成27年度の歳入を繰り上げて充用を行いました。一方、国保制度に関しましては、持続可能な医療保険制度の構築を目指して「税と社会保障の一体改革」の一環として、低所得者対策強化など制度改正が本年度から行われており、歳入面で国の国保財政安定化支援事業等が増加することが見込まれております。しかし、本市の本年度の国保財政につきましては、保険給付費の伸びが約5%の状況であり、当初見込んでいた約3%を大きく超えているため、本年度におきましても非常に厳しい財政状況となる公算が大きいと考えております。このようなことを踏まえ、平成22年度から実施している「国民健康保険税の特例措置・特別減免」につきましては、今後の推計ベースとなる平成27年度の保険給付費や、国民健康保険税等の収納状況や国の制度改革による財政支援等の現状把握に努めているところであり、来年度も実施するかどうかについては、現在、検討中であります。以上で、概況の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長等が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

本市の国民健康保険の現状を御説明申し上げます。「霧島市 国民健康保険の状況」の1ページを御覧ください。まず、「1. 被保険者数及び世帯数（年度平均）」につきまして、御説明いたします。平成24年度は、世帯数1万8,611世帯で、被保険者数は3万1,174人です。平成25年度は、世帯数1万8,503世帯で、被保険者数は3万843人です。平成26年度は、世帯数1万8,363世帯で、被保険者数は3万441人です。このように、世帯数・被保険者につきましては、年々減少傾向にあります。次に、「2. 国保被保険者の年齢構成（5歳階級別）平成27年4月1日現在」につきまして、御説明いたします。総被保険者は3万153人で、年齢構成につきましては、0～19歳が約12.1%、20～59歳が約36%、60～74歳が約51.9%となっております。60歳以上の年齢構成が半数以上ということになります。次に、「3. 国保加入率」につきまして、御説明いたします。平成24年度は、世帯加入率約31.7%で、被保険者加入率は約24.3%です。平成25年度は、世帯加入率約31.3%で、被保険者加入率は約24.1%です。平成26年度は、世帯加入率約30.9%で、被保険者加入率は約23.9%です。このように世帯加入率、被保険者加入率につきましても、年々減少傾向にあります。次に、2ページを御覧ください。「4. 年度別決

算状況」につきまして御説明いたします。まず、「歳入」の国民健康保険税の推移につきまして御説明いたします。平成24年度は、約22億9,970万円で、対前年度比で約0.08%の減です。平成25年度は、約22億8,590万円で対前年度比で約0.6%の減です。平成26年度は、約22億9,130万円で対前年度比で約0.2%の伸びです。このように、国民健康保険税につきましては、世帯数・被保険者数の減等により、ほぼ横ばいの傾向にあります。次に歳入総額（合計）につきましては、平成24年度は、約145億8,570万円で対前年度比で約1.7%の伸びです。平成25年度は、約147億7,260万円で、対前年度比で約1.3%の伸びです。平成26年度は、約150億4,280万円で対前年度比で約1.8%の伸びです。次に、3ページを御覧ください。「歳出」の保険給付費の推移につきまして御説明いたします。平成24年度は、約98億4,890万円で、対前年度比で約0.7%の伸びです。平成25年度は、約101億1,850万円で対前年度比で約2.7%の伸びです。平成26年度は、約104億5,870万円で対前年度比で約3.4%の伸びです。このように、保険給付費は一貫して伸びており、今後も増加傾向にあるものと思われます。歳出総額（合計）につきましては、平成24年度は、約144億1,570万円で、対前年度比で約1.9%の伸びです。平成25年度は、約148億5,530万円で、対前年度比で約3.1%の伸びです。平成26年度は、約153億1,490万円で、対前年度比で約3.1%の伸びです。例年、歳入の伸びよりも歳出の伸びが若干高いのですが、平成26年度においては、歳入に対して歳出の伸びが約1.3%上回っていることから、赤字となったものであります。内容的には、歳入面では、前期高齢者交付金や国庫支出金等が増えましたが、療養給付費等交付金や繰越金等が減ったため、前年度に比べ約2億7,020万円の歳入増となりました。一方、歳出面では、保険給付費や前年度繰上充用金等が増え、前年度に比べ約4億5,960万円の歳出増となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた額につきましては、平成24年度は、約1億6,990万円の黒字になります。平成25年度は、約8,260万円の赤字になります。平成26年度は、約2億7,210万円の赤字になります。歳入総額からは繰越金と基金繰入金を除き、歳出総額からは前年度繰上充用金を除いた単年度収支額につきましては、平成24年度は、約1,960万円の赤字になります。平成25年度は、約2億5,260万円の赤字になります。平成26年度は、約1億9,540万円の赤字になります。このように、単年度収支では、毎年赤字が続いております。この要因としましては、歳入面における国保税の占める割合（構成比）が年々減少していること等です。歳出面では、保険給付費の増加が一番大きな要因となります。その他に、後期高齢者支援と介護納付金の支出の増加等が考えられます。「5.国民健康保険事業給付基金の基金保有額（年度末）」につきましては、平成24年度は、96万3,000円になります。平成25年度は、596万5,000円になります。平成26年度は、1,000円になります。次に、4ページを御覧ください。「6.年度別保険税現年度調定額」につきまして御説明いたします。国民健康保険税の被保険者一人当たりの調定額の推移につきましては、平成24年度は、7万4,971円で、対前年度比で約0.24%の伸びです。県内19市の中では12番目の額になります。平成25年度は、7万5,617円で、対前年度比で約0.86%の伸びです。県内19市の中では14番目の額です。平成26年度は、7万5,266円で、対前年度比で約0.46%の減です。県内19市の中では13番目の額です。平成26年度は速報値になります。このように、本市の国民健康保険税の被保険者一人当たりの調定額（負担額）につきましては、県内19市の中の順位は中間より下の方になりますが、平成26年度では、19市平均より3,975円低く、市町村平均より2,013円低くなっております。次に、5ページを御覧ください。「8.被保険者1人当たり医療費の推移」につきまして、御説明いたします。平成24年度は、37万3,926円で、対前年度比で約0.86%の伸びです。県内19市の中では14番目の額です。平成25年度は、38万8,413円で、対前年度比で約3.87%の伸びです。県内

19市の中では14番目の額となります。平成26年度は、40万4,999円で、対前年度比で約4.27%の伸びです。県内19市の中では13番目の額となります。平成26年度は速報値となります。このように、本市の一人当たりの医療費につきましては、県内19市の中の順位は中間より下の方にありますが、平成26年度では、19市の平均額よりは4,667円高く、市町村平均より1万1,435円高くなっております。医療費水準は県平均より高い位置にあります。次に、6ページを御覧ください。「10. 国民健康保険税の税率」につきまして、御説明いたします。平成19年4月から旧1市6町の税率を統一し、それまでの4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、資産割を廃止し、3方式（所得割・均等割・平等割）になりました。平成22年6月議会で「霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例」が可決され、医療給付費分について、所得割が0.6%、均等割が3,700円、平等割が300円軽減されています。また、同議会において、「霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例」も可決され、12歳以上18歳未満の扶養親族を有する世帯及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する国民健康保険税の減額が行われております。なお、これらの条例は平成27年度まで延長されております。次に、「11. 平成27年度、県下19市、税率状況」につきまして御説明いたします。この表につきましては、医療給付費と後期高齢者支援金と介護納付金を合算しております。また、応益割では均等割と平等割を合算しております。国保税の課税方式につきましては、鹿児島市・奄美市・霧島市は3方式で、資産割0%になります。それ以外の市は、資産割を加えますので4方式になります。19市の中で本市の税率を見ますと、所得割は2位、資産割は17位、応益割は10位になります。3方式の場合には、資産割が無いので、4方式に比べ所得割が高くなる傾向にあります。次に、7ページを御覧ください。「12. 年度別収納率の推移」の合計の欄につきまして御説明いたします。平成24年度は、現年度分約89.4%、滞納繰越分約17.7%、計約65.1%です。平成25年度は、現年度分約89.8%、滞納繰越分約18.1%、計約67.3%です。平成26年度は、現年度分約91.3%、滞納繰越分約21%、計約70.6%です。このように、徴収率につきましては、年々上昇しております。現在、国民健康保険税の徴収では、納期内の勧奨として、納税お知らせセンターの開設、コンビニ納付、口座振替の周知や、広報・PR、滞納処分等を行い、日々、収納率の向上に取り組んでいるところであります。なお、平成26年度の県下19市の現年度分徴収率は約90.9%であり、本市が若干ではありますが上回っております。次に、「13. 平成26年度、県下19市、決算における一般会計からの繰入金（速報値）」につきまして御説明いたします。本市の一般会計からの繰入金につきましては、総額で約10億9,660万円、その内、その他繰入金は、約1億250万円になります。19市の一般会計からの繰入金につきましては、総額で約168億2,940万円、その内、その他繰入金は約48億8,920万円となっております。19市の収支の合計額につきましては、約33億310万円の赤字で、厳しい財政状況になっております。仮にその他繰入金が無かったとした場合、平成26年度決算では、鹿児島市・奄美市・指宿市・伊佐市・枕崎市・霧島市以外にも、鹿屋市・南九州市・阿久根市・垂水市・南さつま市が赤字へ転落し、赤字総額も約81億9,220万円に膨らみます。次に、8ページを御覧ください。「14. 平成25年度決算構成比の比較」につきまして御説明いたします。歳入につきましては、県との比較におきまして、本市の構成比が高い科目は、国庫支出金、共同事業交付金、療養給付費等交付金等で、構成比の低い科目は、前期高齢者交付金、国民健康保険税、繰入金等になります。歳出につきましては、県との比較におきまして、本市の構成比が高い科目は、保険給付費、保険事業費で、構成比の低い科目は、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等になります。以上で説明を終わります。それではよろしくお願ひ申し上げます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

部長の説明で来年度も実施するかどうかについては現在検討中でありまして、確かにもう検討中でしょう。これをどう受けとったらいいいのか、我々も非常に判断が難しいところなんです。

○生活環境部長（小野博生君）

私どもも、決算見込み等を出している状況です。今回の分が国のほうからの制度改正等もありまして、歳入面が変わってくるなというのは感じているところです。その辺りの額が大体分かるのが、私どもと致しまして1月頃ではないのかなというふうに思っております。ですので1月の段階である程度の試算見込みというのが出せますので、そのときに判断をしたいというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど3時から大体30分程度でしたけど、この陳情第8号の陳述人の方たちの意見をお聞きをしたわけですが、先ほど部長が説明でおっしゃったように、やはり年齢構成が高いと、医療水準がやはり高くなっていくと、所得が少ない人たちがたくさん入っている、そして、負担がやはり重いと、税の収納率も、霧島市の場合は夜間徴収とかそういう形で努力をされて、90%程度を保っているわけですが、そういう認識というのは共通をしていると思います。ただ、これが平成30年以降ですか、県に移管をしていくという、そういう側面もあり、国も3,400億円でしたか、それだけの手当てをしていくんだということで国保の健全財政化をやっているわけですが、一番問題なのはここに住んでいる人たちの国保の負担というのを少しでも軽くしていくということが自治体の一つの責務だと思うんですね。先ほど宝満課長のほうから説明がありました、一般会計からの繰入れ、その他の繰入金、法定外繰入ですね、ここに19市が全て出されているわけですが、来年どういうふうになるのかということで検討中だということで、1月頃にはその方向性が見えてくるのではないかとということでおっしゃったわけですが、今までの実績で見た時に1億2,500万円程度が法定外繰入れで負担を軽減しているわけですが、やはりこの金額もですね[「もう少し明確に言ってください」と言う声あり]私が言いたいのは、もっと金額を増やして負担感をもっと軽減をさせるという、そういう方向性というのでも検討をすべきでないでしょうかということをお聞きをしたかったんです。

○生活環境部長（小野博生君）

私どもが現在行っております特例措置というのは、主に赤字解消が目的ではなく、保健事業、つまり、通常今まで市の健康保険なり、健康になってもらうことに対して市が負担をしましよと、あとはその分に関してはちゃんと収納努力をしたりしてくださいよということで、その分だけは頂いて、約1億幾らかの繰入れをやっているところでございます。それが平成22年度から行ってきたわけですが、今現在を見ても繰上充用を昨年度から2年続けて行っているところでございます。これは借金を先送りをしている状況であります。つまりいずれは解消をしなければならない状況が来るというふうに認識しているところでございます。そして、先ほど申し上げましたとおり医療費はどんどん上がってきます。つまり医療費に対して保険料はどうあるべきかというのを考えますと、それは地域の医療に対して、やはり国、県、市、そして保険者の方々の保険料で賄ってまますので、それは地域全体でしていかなければならない。医療費が高くなれば、それに見合った保険料というのでも考えていか

なければならないのかなと考えているところです。ですので、今の現状とすれば特例措置による負担軽減が今のところ限度なのかなというふうに感じているところでございます。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは、この前も宮内議員が本会議の中で財政の部分で質疑をしたのですが、要するに市の三基金というのは、最初の平成26年度、あくまでもこれは第2次の当時の当初予算ベースでのシミュレーションでしたけれども、53億円であらうと、ところが現実的には148億円も三基金貯めてきたわけですね、それはまあ当時の事情等もあって、売却をしたりとか、収益があつたりとか、そういうことで基金積立てを行ったわけですけど、これを逆に見方を変えて、これは所管が違いますけれども、市税でいけば154億円ほどの市税が歳入として決算額で入っているわけですね、それに匹敵する三基金が貯まっているわけですので、そういう金というのを市民の負担軽減のためにやはり使うべきではないかということをお財政とも協議をすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

今、保険料を下げたほうがいいのではという御意見だと思うんですが、私どもとすれば、今回市が入れている繰入金はやはり赤字補填ではなくて、保険事業のためにするもので、市のほうもその分は持ちましようという考え方で成り立っていると思います。例えば赤字補填をしていくんですが、しかし今のまま続けていくと、やはりどんどん赤字が膨らんでいく状況です。そうなれば地域の保険料として、本当にそれがいいのかという問題があります。今現在はこのように赤字が続いておりますけれども、国のほうで今、低所得者対策など、今度は県全体の中で保険財政を考えていきたいと思いますというふうに制度も変わってきております。ですので新しい制度も考えながら、やはり私どもは地域の保険税がどうあるべきか、ちょっと考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

先ほどの陳情者の陳述の中で、保険料が下がると徴収率も上がってうまい具合に回っていくんだという御説明がありました。そういう意味で保険料が低いと低い方の多くが徴収率が高いんですよ、そういうデータとかお持ちですか。あったら紹介していただきたいんですけども。

○税務課長（谷口信一君）

誠に申し訳ないのですがけれども収納課の管轄になりまして、今ちょっと収納課の者が来ておりませんので、あるのかないのかもはっきり分からない状況でございます。

○生活環境部長（小野博生君）

保険税が減れば収納率が上がるかどうかの話だと思うんですが、収納率を上げるためにはやはり納税環境を整えるということと、それと制度が一番大事だと思うんです。この制度はみんなを支えるんだよということをちゃんと広報しなければならないのかなと思います。つまり今悪いのが、歳をとっている人はちゃんと私たちが払うんだと、でも若い人たちが医療費はかからないんだから払わなくていいんじゃないかという考え方があるのだとは思いますが、でもそうじゃないんですよ、やはり制度の周知を図っていくことが収納率を上げるための一つの大きな方向だというふうに私は考えているところです。

○委員（時任英寛君）

先ほど部長から来年度の実施については検討中とありました。これも国保財政安定化支援事業この

額が平成27年度並みに来れば実施が可能なのか、それとも同額がきても実際厳しい状況にあるのか、ただ、ここで見ますと、赤字が平成25年度で8,000万円、平成26年度が2億7,000万円ですから、平成26年度だけで2億円の赤字が増えたということですよ。8,000万円から2億円。したがって安定化支援事業が増額になっても同額がきても、実際、実施が可能であるのか、そこについてちょっと見解をお聞かせいただきたい。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

今年、国の財政支援金という低所得者に対する部分での支援等については、全国で1,700億円ということでしたので、単純に全国の国保の被保険者数が3500万人くらいですので、1人当たり大体500円くらいという形になります。霧島市がだいたい3万人の被保険者になりますので、単純に概算で計算すると1億5000万円くらい増える可能性になります。それと保険財政共同安定化事業といたしまして、1人当たりのレセプトの件数が80万円だったものが1円になったということで、今度は県全体で医療費の部分について拠出して、それをまた医療費が高かったところには交付しましょうという形になってきておまして、当初見積った段階では平成26年度よりも3億円ちょっとくらい増えるのではないだろうかと試算はしたんですけど、実際その分が額が確定する分については、来年の1月以降に来るもんですから、それですと、単純に計算すると4億円ちょっとくらいは、単純には国保の国の財政支援、それからの制度の改正等によって増えてくる可能性があります。それと後、この表を見て頂きますと、2ページの保険給付費なんですけれども、これで100億円ちょっとになります。ですので、単純に1%がだいたい1億円というふうに考えていただければいいです。ですので、この保険給付費が5%に伸びてしまうと、もう当然その分差額については赤字になるというふうに考えておきますので、今後の保険給付費の伸びというのがせめて4%、3%に抑えれば収支は単年度ではいけるかなという感じはしてるんですけど、その保険給付費の伸びによって変わってくるというのがありますので、もうちょっと来年の1月くらいまでちょっと状況を見たいということです。概算的にはそのような形で考えております。

○委員（時任英寛君）

平成27年度の予算編成時で当初予算が173億円。国保の特別会計。平成26年度は決算が153億円ですから、20億円の増加なんですけれども、平成26年度からすれば、この伸び率はどのくらいで計算をされて給付費の173億円を出されたのでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

部長の説明でもありましたように、当初、平成27年度の当初予算を作成する段階においては決算額に対して3%くらいじゃないかなというふうに見込んでおりましたので、それを超えてしまうと厳しい状況が発生するのかなというふうに考えております。それと増えた分、150億円から170億円に増えた分については、保険財政共同事業の分が増えました。レセプト1件80万円が1円になったという、その分が増えた形になっております。

○委員（時任英寛君）

3%、ここが一つの分岐点という考え方ですね、課長がおっしゃるように4%がぎりぎりでしょうということで、5%を超えたら国の新たな財政支援があっても、もう赤字が出てくると、そういう認識でよろしいわけですね、いかがでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

私のほうも、おおまかには、そのように計算しております。

○委員（宮本明彦君）

国保の関係の国からの支援といたらいいんですか。要は、市として国又は県へどうというのを要望してるのか、例えば、もうちょっと補助を下さいとか、診療報酬、薬価を下げろと言っているのか、どういう面で国・県のほうに要求をされているかっていうところを教えてください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

全国市長会で、医療制度改革について5点ほど述べております。1点目としまして、厳しい財政状況に強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充1,700億円と合わせ、平成29年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費1,700億円の投入を確実に継続して実施すること。2点目、新たな制度の詳細について、国保基盤協議会等において引き続き十分に協議し、都市自治体の意見を反映すること。特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金の算定方法、市町村の事務の効率化等については、都市自治体の意見を十分に尊重すること。3点目、今後も医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。4点目、新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた工程の提示、早期の政令改正、十分な準備・広報機関の設定、速やかな情報提供を行うこと。5点目、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること等があります。国民健康保険制度については、新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に低所得者層に対する負担軽減対策を拡充・強化するとともに、低所得者層を多く抱える保険者への支援を強化すること。我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子供の医療費助制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減免措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。これは、鹿児島県は関係ありません。現金給付しておりますので。

○委員長（下深迫孝二君）

関係あるところだけを答弁してください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

すみません。以上です。全国市長会として、国のほうに提言して、あくまでも財政支援の拡充とかそういうところをしっかりと国のほうに要望は行っているところであります。

○委員（前川原正人君）

1点だけ確認をさせていただきます。先ほど、部長が繰入れは赤字補填でやったのではないよと。とい

うことは、あくまでも政策的な支援という形で、繰入れをしたんだという認識でよろしいですか。

○生活環境部長（小野博生君）

そういうことになると思います。保険事業の分を市のほうで持つから、その分は医療費の抑制なりをちゃんとしなさいよと意味だと思えます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時58分」

「再 開 午後 4時59分」

○委員長（下深迫孝二君）

ここで議員の皆様にお諮りします。午後5時を過ぎようとしていますので、あらかじめ時間を延長します。

「休 憩 午後 5時00分」

「再 開 午後 5時02分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。議案第96号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第97号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、何か御意見はありませんか。

○委員（時任英寛君）

審査の中でも申しあげましたけれども、定数によって措置費が変わってまいります。舞鶴園は55名の定数でございますが、実員数につきましては50名を割っている状況であります。今後、民営化して経営安定を図るためにも定数の削減というのも念頭に置くべきであると、このような意見を申し上げたいと思えます。

○委員（前川原正人君）

議案第97号の舞鶴園の民営化についてですけれども、やはり正規職員の方が4名いらっしゃると、期限付き職員が7名、非正規職員が2名、調理員4名ということで、それぞれの部署で働いていらっしゃるわけですけれども、やはりこういう人たちの雇用の確保というのは十分に担保する形での運営ということを求めておきたいと思えます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第115号、指定管理者の指定について（霧島市国分南地区老人集会所）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第116号、指定管理者の指定について（霧島市国分北地区老人集会所）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第134号、指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第140号、財産の処分について（東国分保育園の民営化）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第141号、財産の処分について（下井保育園の民営化）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第142号、財産の処分について（国分舞鶴園の民営化にあたり建物等の無償譲渡）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第143号、財産の処分について（国分舞鶴園の民営化にあたり土地の有償譲渡）について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、陳情第4号、65歳以上の介護保険について何か御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 5時 5分」

「再開 午後 5時 6分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（時任英寛君）

陳情4号につきましては、字句の問題がございます。年収ということで述べておられますが、これは所得でございます、295万円というのもございますが、290万円でございます、お話をお伺いして内容は分かったんですけども、陳情のこの文面自体が適正ではないと、このような考えではおりません。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、陳情第8号、霧島市の国保税引き下げの継続を求める陳情書について、何か御

意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情第8号では陳述人が来られて実情を語っていただいたわけですが、部長と課長の答弁でもありましたけれども、財政的な手立てというのが来年の1月には分かるであろうという一つの方向性が出てきたということですので、やはり、そういうことで陳情者の思いをくみ取っていくべきではないのかなということをおし述べておきたいと思えます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これより議案処理に入ります。まず、議案第96号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論あり」と言う声あり〕

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第96号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に参加をいたしましたと思えます。本議案は霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づいて東国分保育園と下井保育園を民営化するために条例を廃止するものであります。現在、審査の中で明らかになりましたけれども、東国分保育園は園の定数に対しまして、110名に対して83名と。下井保育園では定員60名に対しまして68名という状況でございました。職員の関係では東国分保育園が16名中、正規職員が4名、非正規職員が10名、非常勤が2名、下井保育園では正規職員が4名、非正規職員が8名ということで調理員まで入れますと15名という状況でございます。公立保育園の民営化の背景には10年前に打ち出されました三位一体の改革によって、公立保育園に対する運営費の補助金が国・県あったわけですが、これが地方交付税の一般財源化によって自治体の負担とすることに変更になった背景がございます。また、そういう中で、このことを見ましても今回の民営化というのは、地方自治法第1条第2項の中で、その役割として公の施設は住民福祉の向上を図るということを明記して、244条では住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設というふうに規定をいたしております。今回の保育園の民営化というのは地域住民の皆さんが長年利用をされてきまして、社会的弱者に関わる部分であって、福祉増進を明記しました自治体の基本政策の大きな後退と言わざるを得ない効率化を優先することは、住民福祉の向上の理念から見ても相容れないということを指摘をして私の反対討論といたします。

○委員長（下深迫孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（時任英寛君）

私は議案第96号に賛成の立場で討論に参加をいたします。今回、2園の民営化をするわけですが、本市の保健福祉施設民営化計画に沿った形で民営化となります。既に2園が民営化を実施され、特に隼人保育園におきましては、病後時保育の対応、児童クラブの設置など、今まで公立でできなかったという新たなサービスを拡充されております。また、公立保育園におきましては、正規職員と非正規職員との給与格差というのは大きいのですが、民間になることでその格差が軽減さ

れるという一つのメリットもあろうかと思えます。更には新たな保育園の在り方というものが民営化することによって可能性が出てくる。決して福祉の後退につながるものではないということで賛成といたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第97号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論あり」と言う声あり〕

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第97号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場から討論に参加します。これも先ほどの議案第96号と趣旨は同じにことになるわけですが、やはり長年培ってきた老人福祉施設を見てみましても、やはりみんな歳をとっていずれそういうところにお世話になるわけですが、やはり行政自らが老人ホームを民営化することは本当に必要な人たちが安心して、入所できるという環境を奪いかねないという、そういう側面を持っておりまして、やはり行政がしっかりと少子高齢化を迎える今後の時代に、しっかりと責任を持つべきではないのかと。そういう立場に立ったときに賛成いたしかねるということを申し述べておきたいと思えます。

○委員長（下深迫孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（時任英寛君）

議案第97号について賛成の立場で討論に参加します。本件につきましても本市の保健施設民営化計画に沿った形での民営化ということになってまいります。養護老人ホームにつきましても、今回3法人が民営化に対してプロポーザルに参加をされたということでございます。いずれも市内で実績のある法人でございまして、決して舞鶴園の行政サービスが低下するような提案をなされていないと、このように認識をしております。また今回、民営化の事業を引き受けられることとなります法人につきましても、多くの施設を運営され、今までも無事故で、そしてまた入所者に添った形での運営がなされているということも認識をいたしております。したがって今後の福祉の在り方ということを考えるならば、議案第97号における民営化というのは賛成できるものと認識をいたします。以上で終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第115号、指定管理者の指定について(霧島市国分南地区老人集会所)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第115号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第115号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第116号、指定管理者の指定について(霧島市国分北地区老人集会所)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第116号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第116号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第134号、指定管理者の指定について(霧島市立医師会医療センター)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第134号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第134号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第140号、財産の処分について(東国分保育園の民営化)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第140号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。議案第140号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第141号、財産の処分について(下井保育園の民営化)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。議案第141号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第142号、財産の処分について(国分舞鶴園の民営化にあたり建物等の無償譲渡)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第142号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。議案第142号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第143号、財産の処分について(国分舞鶴園の民営化にあたり土地の有償譲渡)について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第143号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。議案第143号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第143号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第4号、65歳以上の介護保険について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第4号については、原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。陳情第4号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立者0名、賛成なしと認めます。したがって、陳情第4号は不採択すべきものと決定しました。次に、陳情第8号、霧島市の国保税引き下げの継続を求める陳情書について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（時任英寛君）

委員長、休憩をお願いします。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 5時25分」

「再 開 午後 5時26分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第8号、霧島市の国保税引き下げの継続を求める陳情書について取扱いをどのようにしますか。

○委員（時任英寛君）

先ほどの審査の過程の中で、執行部から来年度の措置につきましては、現在検討中と。1月に入りましてから国の財政支援の明確な額、そして霧島市の医療給付費の伸びの状況が明確になってくると。そこを受けて審査をするためにも今回は継続という形をとればどうかと御提案いたします。

○委員長（下深迫孝二君）

今、時任委員のほうから継続にしたらどうかということでございますが、どのように取扱いをすればよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということですので継続調査とします。ここで、議案第96号から陳情第8号の委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（中村満雄君）

議案第96号で気になりましたのが、やはり保育士の不足による定員割れということが現実にあって、しかしながら子育て支援というのは非常に重要なことであると。しかしそれは実現できていない。公営ではそれが実現できていなかった。民営化することによってそれが実現するように、とにかくその部分に対しては市の執行部の積極的な関与ということをつけ加えていただきたいと思います。それと議案第134号の医師会医療センターの指定管理者の件について、保健福祉部長が医師会医療センターにおける院内保育の取扱いについて、地域の中核病院ということでの看護師の家族の子育て支援に協力できるような方向性を探るということでしたので、それを前向きに検討するということでしたので、これを強く求めますということをお願いします。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、お諮りします。委員長報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにします。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に4のその他です。閉会中の所管事務調査について項目は何かございませんか。

○委員（時任英寛君）

通常の生活環境部と保健福祉部の所管に関わる調査ということで提出をすればよろしいのではな
いかと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

それでは、閉会中の所管事務調査については、生活環境部と保健福祉部の所管に関わる調査という
ことで提出をさせていただきます。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上をもちまして環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後5時30分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 下深迫 孝二